

会議録

- 1 附属機関の名称 犬山市環境審議会
- 2 開催日時 平成31年 3月19日（火）15時00分から 17時45分まで
- 3 開催場所 犬山市役所 4階 401会議室
- 4 出席者

<委員>

| | | | |
|-------|---------|-----|-----------|
| 会 長 | 林 進 | 委 員 | 安 達 英 昭 |
| 副 会 長 | 若 井 宗 臣 | 委 員 | 佐 野 八 重 |
| 副 会 長 | 水 谷 潤 一 | 委 員 | 鈴 木 努 |
| 委 員 | 水 野 正 光 | 委 員 | 仙 田 亨 |
| 委 員 | 久 世 高 裕 | 委 員 | 木 藤 久 |
| 委 員 | 松 山 運 美 | 委 員 | 半 谷 美 野 子 |
| 委 員 | 嘉 藤 正 裕 | 委 員 | 国 枝 悦 明 |
| 委 員 | 梅 田 千 里 | 委 員 | 土 屋 美 次 |

| | |
|---------|---------|
| 犬 山 市 長 | 山 田 拓 郎 |
|---------|---------|

<事務局>

| | | | |
|--------|-----------|---------|---------|
| 経済環境部長 | 永 井 恵 三 | 環 境 課 長 | 高 木 衛 |
| 環境課長補佐 | 小 笠 原 健 一 | 環 境 課 | 丹 羽 良 夫 |
| 環 境 課 | 小 木 曾 裕 二 | 環 境 課 | 平 野 幸 奈 |

<欠席委員>

| | | | |
|-----|-----------|-----|---------|
| 委 員 | 大 島 三 津 夫 | 委 員 | 松 尾 直 規 |
| 委 員 | 石 橋 整 司 | 委 員 | 倉 地 直 文 |

5 議題

(1) 犬山市環境基本計画について

- ・現計画（平成14年策定）の総括について
- ・新計画の策定について

(2) 犬山市地球温暖化対策実行計画について

- ・第3次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の策定について

(3) 平成30年度に実施した環境施策の取組みについて

(4) その他

- ・富岡地区産業廃棄物中間処理施設との協定締結について
- ・今井開拓パイロット地内における太陽光発電事業の進捗について

6 傍聴人 0人

7 議事録

| 発言者 | 発言 |
|-------------|---|
| 司会 (事務局) | <p>本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>予定の時刻になりましたので、ただいまより平成30年度犬山市環境審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただく犬山市環境課 高木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会の会議録などは犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項に基づき議事録を公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは環境審議会の開会にあたり、市長よりご挨拶申し上げます。</p> |
| 市長 | <p>お忙しい中、環境審議会ということで委員の皆さま方にはご参集いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今回、皆さんにご審議いただく議題の中で「環境基本計画」というものが入っておりますけれども、この総括と新しい計画の策定に向けてということで、既に私どもとしても取り掛かっているところであります。皆さんの目からもしっかりまた総括をしていただいて、次に繋げたいと思っておりますので、是非この点については皆さま方から本当に忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、この件につきましては、本来ですと計画期間がありますが、計画期間が満了したら次に更新していくことが本来ですけれども、期間が切れた状態</p> |

で放置をされていまして。これも私が市長になって内部の総点検をさせていただきましたが、その総点検の中で「切れている」ということが発覚いたしまして、そして「改定へ」という流れになってきました。このような状態になっていたことについては、これは「過去がどうなのか」、「前任者がどうなのか」、ということではなくて、私ども市の責任として、あってはならないことだと思っておりますので、この点についてはしっかりと反省をして、次に繋げたいと思っておりますので、この点については、この計画の策定に関わっていただいた多くの方々の思いもあつたにも関わらず、このような状態になったことは大変申し訳ございませんでした。これをしっかり次に繋げていきたいと思っておりますので、繰り返しになりますけれども、皆さま方には忌憚のないご意見をいただくようお願いしたいと思います。また私どもとして、“環境政策”を一この「計画が切れていた」ということに表れているように、はっきり言って少し疎かになっていたのではないかな、と私自身、そう認識をしておりますので、この“環境政策”ということでもしっかりテコ入れをしていきたいと思っております。犬山市としても豊かな自然環境、また自然だけではなく“暮らし”という点からしても一住環境というような側面もあろうかと思いますが、「犬山にとっての強みを活かす」という意味でも“環境”ということをしっかり犬山市としても施策展開をしていくということが非常に重要ではないかと思っておりますので、そういった意味も含めて皆さま方にご指導賜りますことをよろしくお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

司 会

ありがとうございました。

それでは、今回、初めて委員となられた方もおみえですので、本審議会の趣旨について説明させていただきます。本審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的なことを調査・審議するために設置された審議会になっております。

ここで市長は他に公務がございますので、退席させていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは議事に入ります前にお手元にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。かなりボリュームあるものですが、まずは「平成30年度犬山市環境審議会次第」、「犬山市環境審議会の概要」、「犬山市環境審議会委員名簿」、資料1としまして「犬山市環境基本計画の評価・総括」、資料2としまして「新しい環境基本計画策定の方向性について」、資料3としまして「犬山市地球温暖化対策実行計画について」以上でございます。資料に不足等がございましたら、お申し出ください。また会議の進行中にお気づきになられた場合には事務局のほうにお声がけください。

それでは議事に移ります。なお、議事につきましては条例第28条の規定に基づき、「審議会の会長が会議の議長となること」となっておりますので、以降の進行は会長にお願いいいたします。

年度末も近づきまして、何かと騒がしい時期ではございますが、重要な議題がいっぱいありますので、この時期に環境審議会を開催しようということになりました。今、市長もごあいさつをされましたが、市一行政がどういうふうに動いていくかということに関して、当審議会はいってみれば個別な問題について色々審議するということがありましたけれども、基本的には市から諮問されて答申するという“諮問-答申関係”の審議会だということですので、今回、あえて「諮問」という形をとっていないと思いますけれども、行政から提案された議題について審議して答えを出すという、それが行政の枠組みではありますけれども、少し行政のラインからは外れたところで客観的な評価を下して、それで行政に返すという、そういう役割を担っているということをご承知おきいただければいいかと思えます。実はこういう審議会の委員に議会の代表と言いますか、関係の方が入っているというのは、恐らく全国で犬山市だけかもしれないです。他では全部省かれております。理由は色々あると思いますが、私は「省かない」ということに拘ってきました。議会は議会としての役割を果たすけれども、市民から選ばれた議員としてこういう審議会でも個人としての意見を述べる機会ということを決して省くべきではない。そのことが議員としての活動にどういうふうな意味があるか、どういう効果があるか、それは個人が判断していただければいいので、ここではあくまで個人の委員として一役職は議員だけれども。個人の委員として参加する。この関係が非常に重要ではないかと。当審議会では市の機関に関する勧告権も与えられております。まだ発動したことはありません。ということは、議会が果たす行政へのチェック機能と審議会が果たす行政へのチェック機能とは異なるということを確認するための一つの布石でありました。提言ということではなくて、もしも審議会が決議したことに対して市が実行しない時に勧告権を発動します。市がやるべきことをやらないー「なんでこういうことをやらないのだ」ということをチェックする機能は議会にあるーということを確認するためにあえてこういう条項を入れました。ですから審議会が結論を下して市長に渡した時に市の行政内で、それが全く実現されなかったということに関しては、審議会は意見を述べ、提言し、勧告権を発動するという流れであるわけで、議会制民主主義に背くものではないと。そういう考え方でやってきたわけです。犬山市が全国で初めて環境基本条例の中に審議会の役割を明確に盛り込んだということで、先進的だと言われました。その後、隣県一岐阜県では、多治見市でも同様の条例を策定しております。そういうことで、審議会の役割は、同義性はあるけれども、行政に対して議会がチェックする機能とは明らかに違う、ということをご理解いただければいいかと思えます。行政から投げかけられ、それに対して答えを出す。その答えが正確に実行されない場合には審議会の権限を発揮するという流れですので、今日も行政のほうから議題が投げかけられております。この件に関して、ここで真摯に議論をし、答えを出していくというーそういうことが役割として与えられておりますので、そういうふうになりたいと思えます。つい権限を超え

て提言する傾向が無きにしも非ずと、そういうところもありますが、けれどもお互いの役割をきっちり果たしてこそ、それぞれの役割が社会的に意味を持つと私は理解しておりますので、客観的に行政から投げかけられた「犬山市環境基本計画の評価・総括」これに対して議論していただきたいと思えます。基本計画を策定してから17年。先ほど市長がここで説明されましたが、そのことはここでは議論しません。「なぜどうだったのか」ということは取り上げません。というのは、当審議会ではこの「環境基本計画」に盛り込まれてきた個別の内容については十分チェックしてきていると私は考えております。「どんなことをやろう」、「こんなことをやろう」、「こういうことはやれないか」という提案も含めてやってきておりますので、そのことをすべての委員の方がご存知かどうかはさて置きまして、全部知っているのは私だけになりましたけれども、資料1の評価・総括に過不足があれば、ここで指摘していただいて、それをまとめて行政から出された素案を当審議会の“案”としてお返しできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。今日の会議は非常に重要な会議だと思っておりますので、こういうことを申し上げてご挨拶にかえたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、手元の次第に沿って進行します。はじめに審議会の成立に関わって委員の出席状況を報告いたします。現在16名の出席をいただいておりますので、当審議会は良好に成立しております。

以後、お手元の次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

まず議題(1)「犬山市環境基本計画 現計画(平成14年策定)総括について」「新計画の策定について」これが一体になっておりますので、事務局から説明・提案をお願いいたします。

「現計画の総括について」ここで一度切りたいと思っておりますので、この議題について、説明と提案をお願いいたします。

事務局

それでは現計画の見直しについて説明させていただきます。まず市長から冒頭ありましたように、本日の議題であります「環境基本計画について」は、平成14年度に策定をされ、平成22年度を目標としたもので、目標の維持から8年以上経過した状態となっております。この原因は担当課である我々職員の基本計画に対する意識が希薄であったことから生じたことであり、本日お集まりいただいている委員の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなってしまったことをまずはお詫び申し上げます。また、市議会の9月定例会においては、議会側から基本計画が目標を大きく超過したことに対して「審議会が責務を果たしていなかったのではないか」というご意見をいただくと共に、環境基本計画について「環境審議会としての自己点検を行うための審議会開催を求める」との申入書が提出されております。今回の審議会では、附属機関—この審議会は附属機関になりますが、「附属機関は執行機関の要請に応

じて審査、諮問、調査等を行う機関であり、執行する権限は有しない」との考えから、基本計画の管理、遂行に関する審議会の自己点検については議題に上げておりませんが、会議の中でご意見等があれば、承りたいと考えております。いずれにしましても、現計画の総括や改定スケジュール、また改定に当たっての基本的な考え方などをご説明させていただきますが、今回のような事態が生じないよう、審議会に対してしっかりとした情報提供を行うとともに、委員の皆様のご意見を踏まえた上で、市民の声を十分に取入れた改訂業務を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

委員

今の点で発言、よろしいですか？

はい。ということは、議会からの指摘というか申し入れは無視することによってよろしいですか。「自己点検をしない」という発言がありました。我々は、先ほど「1人の委員としての発言」ということをおっしゃいましたが、明確にここには市議会議員として書かれております。条例に基づいて来ておりますので、市議会で決定した条例に基づいた審議会です。その議会から申入れがあったということについて、今、「自己点検をしない」というふうな……。それは適切ですか？

事務局

自己点検については、「議題には上げておりませんが、会議の中でご意見等があれば承りたいと考えております。」というふうに申し上げました。

委員

まずその項目を設けると、要するに環境基本計画が放棄されていたということについて、市議会も当然、責任があります。行政も責任がある。ただ条例に基づいて設置されたこの審議会で、先ほど会長から「チェックをしてきた」という発言がありました。ですから、まずどういうチェックをしてきたか出していただかないといけないし、議会から申し入れた問題というのは、僕が入っていない委員会ですので、他の委員会から指摘をされてきていることなので、僕らもそれをこの中で果たさないと「何をやってきたんだ」ということになってしまいますので。今、「自己点検をしないけれども発言の中で…」というのは、誰の判断ですか？ 課長ですか？

事務局

委員会において私が質疑にお答えしましたら、その当時委員会の中では、「こういう指摘が議会からあったということを審議会のほうに投げかけてもらえればいい」、とお答えをいただいておりますが。

委員

どの権限で、今、課長がおっしゃっているのか、事務局として……

会長

少し委員のおっしゃったことを整理します。みなさんも「どうなんだろう」と思われているかもしれませんが。環境基本計画策定は、環境基本計画策定委員会があって、そこで策定されて文書化されて、当時の環境保全審議会と

言いましたかー「保全」は、今はとってますけど、そこで提案されたと。これは、別の委員会が作ったものなので全面修正するとか、そういう権限は当時の審議会にはあたえられなくて、基本的なチェックをして欲しいという要望に応えたわけです。

委員 それはどれを根拠におっしゃっていますか？条文や議事録等をお願いします。

会長 基本計画の最後にありますので参照してください。この、体制図がありますね。これに従って市長からの諮問、答申です。策定は別に環境基本計画策定委員会ここに置かれております。その環境行政推進会議ーこれは課長クラス。この流れに従って、環境基本計画策定委員会から審議会に意見を提出すると。そういう形です。審議会から策定委員会に対して「こうなさい」という権限は与えられていない。

委員 会長、要は市長が諮問した事項なので、今回も市長が諮問していないので、今もしないということですか？「市長の責任だ」ということでしょうか。あなたのおっしゃったことはそういう発言になります。それでよろしいですか？市長に確認しますけれども。

事務局 申し訳ありませんが、よろしいですか？

委員 この今の流れの根本的なところに原因があると私は見えていますので。

事務局 ベースのところで行きますと、まず環境審議会は附属機関ー自治法上は定義がございませんが附属機関として整理されております。附属機関は基本的には諮問に応じそれに答申するという機関であって執行機関でない整理されていると思っておりますが、基本計画の執行における自己点検については、今回審議会の議題には上げていない。

委員 誰が上げてないのですか？

事務局 事務局が上げていません。

委員 では、事務局が議題を上げる権限を有しているということですか。

会長 待ってください。議題の出し方で、今、この体制図で説明したのは、環境計画策定委員会で原案を作り、それについて意見を審議会に求められた、という行政プロセスです。

委員 会長、すみません。環境審議会の議題の上げ方についてです。

会 長 その説明です。これがなければ、環境審議会は環境基本計画に対して何の議論もできないということです。その流れがあった。

委 員 それは会長の個人的な判断ということですか？

会 長 個人的ではなくて、これは機構だから。機構図から与えられた審議会の役割は、そういう役割だったわけです。それが審議会。どこかで提案があって、「これでどうでしょうか？」ということ、犬山市や市長から諮問される。それを議論するのが審議会です。

委 員 会長の先ほどの発言の中で、随時チェックをしてきたという発言がありました。

会 長 そうです。チェックをして、今回は全体の総括—『この計画がどうだったのか』ということ、これを審議して、評価表を作って欲しい』ということであっても評価する基となる案がない。「審議会が勝手にやるのか？」というと、今、課長が言ったように審議会には執行権がない。行政の執行全体をチェックするのは、当審議会の役割ではない。そういうことに関しては権限を与えられていない。原案を提案してもらわないと、この案が十分なのかどうか答えを出せない。

委 員 わかりました。会長としては、提案する権限は事務局にあるという認識ですね？

会 長 そうですね。

委 員 それはどこに明記してありますか？

会 長 審議会に議案を提案するのは、行政権の中に位置付けられています。行政が提案しない限り、審議会は独自に意見を出すことはできない。これは国の審議会も同様です。国から提案を投げかけられて、それについて審議する。それで答えを出す。それが諮問、答申です。あくまで行政に提案権があります。審議会にはありません。

委 員 部長、それでよろしいですか？ よろしいですか、部長。

事務局 ただ、本日は限られた時間の中で先ほど「議題に上げていない」ということがございますが、議論をしていただきながら、再度この場でなかなか確認しづらいところもございますので、委員の今の発言の内容については、もう一度持ち帰った形の中で—明日、明後日に答えが出るのかわかりませんが、再

度会長と相談しながら再検討させていただきたいと思います。

委員 部長、議会から申し入れをしたのは9月です。今、開いているのは年度末3月19日です。まずこの時点でおかしいということと、この資料は事前に皆さんにお配りになりましたか？ されてないですね？ 今、確認してどこまで十分な議論ができますか？

事務局 それは後ほど説明します。今日でこれの結果を出すのではなくて、時間をかけながら議論をしていくと。新しい計画と今の総括をある一定の時期までは並行してやっていくという考え方をもっておりますので、この場で見て「もうこれでいいですよ」という拙速な判断はしないという前提でこの会議を今回開いておりますので、そういうところも課長のほうから説明がある前に委員のほうから発言がございましたので、それも斟酌していただけると幸いです。

委員 議会からも、「議題を上げる権限は誰にあるのかはつきりさせて欲しい」と言われています。以前も発言をしようとした時に、これは「協議事項ではない。報告事項だから」ということで、発言を制限されたという委員もいます。

会長 それはここで議論のしようがないので、別途でお願いしたいと思います。分かりやすい例として、私は今、岐阜県の文化財保護審議会の会長をやっておりますけれども、

委員 それは関係ないでしょうか？

会長 文化財保護の場合は、地元と所有者から「認定してほしい」ということを申し入れられて、それを半年ぐらいかけて行政が全部チェックをします。

委員 それは違う角度の話でしょう。

会長 それで「調査に入っているか」ということを行政で決めて、審議会に上げるわけです。「調査に入っているか？」という諮問をします。そこでは細かい内容は説明されません。申請書のほうで示されています。審議会では、調査に入っているかどうかを議論して、その諮問に対して答申をします。そこから本格的に動き出して認定の諮問を、そこからまた半年ぐらい経過した後でやるのです。今日は最初の段階ですね。

委員 いえ、最初の発言で、ちゃんとお答えをいただいていませんが、「自己点検をしない」ということで、我々は議会に持ち帰ればいいですか？ 回答は。意見はできるけれど、「審議会としては総括はしない」ということですね？ 「だ

から自己点検はしない」と言われました。だからその後、条例改正まで視野に入れなければいけない。

事務局 今、審議会としての例えば点検事項等がございましたら、当然、それは今回の環境基本計画の総括の中の一つでありますので、これから議論される総括の中でお話が出てくるのかな、というふうに思います。

委員 我々、審議会に入っている議員も市議会からは「君たちが入っているながら何をやっているのか」ということを言われています。これはおっしゃる通り。だから私も非常に反省しております。だけど今までは議題が設定されていて、誰が議題を設定するかもわからない状態。意見をしても「報告事項だから協議はできない」と言われたりしている。自由な議論をできる環境ではなかったというのが私は原因だとみています。だからそこをまず解決しないと、以前に反省にはならないという認識でございます。

会長 議会で提案されたことは、議員と行政が対応し、それが直接審議会に届けられることはありません。行政が間に入っており、そこで行政執行の範囲内で取捨選択されているので、その辺はまた別途議論していければな、と思いますけれども。冒頭に申し上げた議員が入っている。議会が「おまえたち委員でありながら何なのだ」と、そこまで私は関与しておりませんが、情報として知る機会もありませんけれども、それはそれとして、どういうふうに自分の役割を果たすかということは委員、それぞれ。団体の代表の方もいらっしゃいます。その内部で議論していただきたいと思います。市民からの個人の参画という方もおられます。その人はそれぞれの機関でどういう役割を果たしていくか、どういうふうに関わっていくかということについては、議会は議会で再度議論いただきたい。

委員 1点だけ、確認事項。会長の権限を明確化してください。

事務局 よろしいですか、議長。

会長 はい。

事務局 申し訳ございません。今、委員のおっしゃられたことも、我々、議会ですとか色々な場面でお話を聞いてございます。多分、今日、ご参集していただきました委員の皆さまは、なかなかそこまでの共通の熟度は持ってございませんので、今の段階では委員の言われたことも十分わかりますので、一度持ち帰らせてください。それで何らかの話をちゃんとして、皆さまにフィードバックするような対応をとりたいと思います。

委 員 　　また来年3月まで……

事務局 　　いえいえ、これは先ほども申し上げましたように、一定の時期で一来週だとかそういうことではございませんが、新年度に入ったら何回もこういう場を想定したいと思っておりますので、そういう中で早期に会議の場ではなくても、皆さまに直接ご案内するのか、文書でご案内するのかわかりませんが、今、一つ議論する前に問題提起を委員のほうから「過去にも問題提起はしたぞ」という話はございますけれども、再度こういう場で、我々のほうも当時議会から問題提起されたことに対して真摯に今日、受け答えができなかった反省点はございますので、そういう形で今日は一度持ち帰らせていただいて、本来の検証—今の計画の検証と今後の新計画に向けたまずはキックオフの話をこの時間を使ってさせていただきたいと思いますが、委員、どうでしょうか。

委 員 　　自己点検はやるということでしょうか。最初の問いなんです、それが。

事務局 　　自己点検については、議論をしていくということです。

委 員 　　環境基本計画が切れた状態で、環境審議会としても議会としても行政としても気づかなかつた、放置したということが一番問題で、この計画の中身の問題で、そのことについて「どこに責任があるか」といえば、それは最終的には執行する行政だけれども、市議会として全くそれでよかったのか議員として議会としてそれでよかったかと言うと、それはそれぞれ反省しないといけないと思います。次に活かすには「反省の上に立って」ということですから、そういう努力の立場での反省なり今後活かしていくことを、やはり議論はしなければいけないと思います。責任問題どうこうというと、これは「どこに責任があるか」ということはなかなか追及できないので、やはり市議会としてもしっかり議論しなければいけないということは言えると思います。

会 長 　　当然のことで

委 員 　　環境審議会が計画をチェックしていれば、目標年次が8年も切れているということは気づいていただろうと。だけど、なぜそれが議論されなかったんだというところなんです。それだけなんです。それで、今、会長が自己点検はしたとか色々おっしゃったけど、それは委員の皆さんの意見ではないわけです。会長が一人でおっしゃって何か結論がついてしまったような話で、自己点検はしない意見はできるけど、という話なので、我々はいったいどんな権限を持って今、やっているのだろうかということを明確化させていただきたいわけです。発言にどれだけの責任と権限があるのか。それから会長の権限とは何かということをちゃんと—そこを点検しないと反省にはならないと僕は思いま

す。

会 長

基本計画の策定期間はこれだけだと示されています。これが終われば新計画の策定をしなければならないということはこの審議会でも話題にできています。けれど、それをどういう形で評価し、総括し、提案するかは、これは行政権限なのです。審議会の会長はそこまで権限を持っていません。審議会の場合、会長は委員の互選で選ばれております。この会議の議長を務める。関係行政を統括する権限は一切与えられておりませんし、環境課長、部長に「こうやれ」、「ああやれ」と指示する権限もありません。ただ「専門家として相談に乗ってくれ」ということに関しては、専門家として受けております。行政に対して直接的な指示の権利を発揮できるのは、私は議会しかないと考えています。審議会にはない。要望や提言はできるけれども指示権は持っていません。ということなので、会長の権限というのは、審議会の議事進行、議長を務める。決議した結果がきちんと守られて実行されているかどうか、ということ、これはまた審議会でも議論をして、審議会としてそれを行政に届ける。そういう役割です。私個人の役割ではありません。その点は当然のことです。

そういうことで、計画期間が切れれば、「当然次の計画に入らないといけないね」ということを、決議をしております。当然やられるものだ、というのが今日お集まりの委員もお考えかと思えます。期間を過ぎれば、その少し前から準備に入って行政計画というものが立ち上がって、そこに提案されて、計画を終了するかどうか、というのは市長の判断でやられるだろうと。これはもう暗黙の前提です。空白期間があるということは、行政が計画継続の必要がないというふうを考えているのだ、というふうにしかな考えられない。そのことに関して、審議会の会長としてそれに対しての指示をする権限はありません。行政がここに提案してない限り行政計画に対して「提案しなさい」と指示する権限はありません。

委 員

勧告権を否定される発言なのでは？

会 長

出てきたものに対して答えを出して、それが実行されていない場合、勧告権を有するという事です。だから、基本計画を再度作成したり、新計画を策定したいということは、審議会の議案として出ていない。通常、行政計画では旧計画はそれまで生きるということです。それが学術的な判断です。新しく策定されない限り。旧基本計画はそのまま持続するのだという、継続するのだ、と考えられます。

委 員

一つ意見いいですか。会長のご意見は良くわかったので、皆さんの意見を議論すべきだと思いますが。議論する必要はないですか？

委 員

今の答弁の内容ですが、私もよくわかるんです、確かに。この環境審議会と

いうものは、案外提案云々というものは非常に少ない。そこら辺は仕組みと
いうものは少しやはり見直していかないといけないだろうと思います。今の
答弁の話はこの場で何時間やっても決まりません。ですから、行政のほう
で一度、仕組み－システムをもう一度洗って、直さないとこの問題はきち
んと解決しないと思います。

それと、僕は一つ皆さんにお話したいのは、これは14年の3月－2002年で
すけれども、この犬山市の環境基本計画というのは、愛知県では名古屋市と
豊田市と犬山市のこの3つだけが表彰されました。環境関係で。それぐら
いの内容なんです。それに携わった人たちが一生懸命それぞれ考えてくれま
した。これは2年か3年かけてやってくれました。それぐらいの非常に重い内
容です。確かにこれを毎年、毎年見直すというような行政のやり方はやはり
問題があると思います。確かに毎年見直すローリング方式というものを行政
のほうとしては認めているけどね、「こういうことをやりましょう」というこ
とで。ですから、それはやはりやらしてもらわなければいけないと思います。毎
年、毎年、こういう基本計画やその後につくった地域新エネルギービジョンと
か、こういうものを土台にして、環境関係の見直しというものはやらなけれ
ばいけないと思います。ですからその辺りを1回踏まえていただいて、また
行政のほうで仕組みとか、システムとかそういうものを考えていただくと非
常にありがたいな、と思っています。今、ここでずっと「どこまで責任がある
んだ」となにか言っても収まりません。ですからとりあえず1に戻っ
ていただいて、行政のほうで仕組みを考えて下さい。そこら辺はもちろん議
会のほうも会長のほうも意見を聞いて、進めていただくということで進めた
らどうですか？ そうしないと今日の問題が進みませんし、どうですか？ そ
ういうことで。

委 員

私もよろしいですか？

任期は2年ごとでしたかね？ ですから委員の方は途中でお代わりになる
ことがあったりして、計画があった事すらもご存知なかった方もあるかも知
れません。私も反省を込めて申し上げますが、長年ずっと引き続きやらせて
いただいておりますので、この作成の時のことも知っております。ただ私は
反省を込めて申し上げますと、この期間が「22年度までを計画期間とします」
と「ただし、21世紀の半ばを展望するものであります」と定めてあって、ただ
「市をとりまく環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直し
を図っていきます。」と書いてあったものですから、うかつにも私は「このま
まの状態でもいいのかな」ということで過ごしてしまったことについては、反
省とお詫びを申し上げたいと思いますが、そういう認識でした。正直なところ
はそういうことでございます。失礼しました。

会 長

そういうことで、私が関わっている色々な計画で、森林計画だと日本の場
合は非常に短い。ドイツだと100年ですが、日本では20年です。それも5年計

画で修正していきます。そういうことも含めて、この審議会で現行の犬山市環境基本計画の評価・総括が事務局から今日、出されておりますので、この内容を承って、当審議会としてやはり答申という形になるのか意見になるのか、まだ諮問をいただいておりますので、とにかく議論を始める段階です。その中に計画行政の進め方というものにもきちっと取り組みたいと思います。10年も20年も経ってから「見直してくれ」と言うよりも基本的には5年、5年で切っていくという、これが日本の行政計画の基本的な流れです。そうすれば委員が言われたように「議会がどうのこうの」とかそういう議論にはならないで、途中で全部チェックが入ってくる。1年、1年だと当然、個別の事案について審議していく中に盛り込まれていくことになると思いますけれど、計画の進捗状況のコントロールというものは基本的には5年、5年で、5年の間に修正するのが妥当だと思います。1年や2年ではダメでも5年の期間でこれだけの計画を達成すればいい、というのが他の事例です。環境基本計画にもそういうことを盛り込んで、新しい計画を立てるべきだという提言を含んでいけば、ただ「反省します」だけでは何の意味もありません。次に活かさないといけない。私は放置されているというふうには見ていませんでした。「いつ出て来るかな？」と期待して見ていましたが、放置してきたとかでなくて、計画の期間設定そのものが果たして妥当であったかどうか。環境基本計画の場合、20年計画ですが、それが妥当であったのか、今あらためて思い返しておりますが……

- 委員 会長すみません。会長のご意見はよくわかりました。
- 会長 そういう計画手法も含めて……
- 委員 議事進行をお願いします。
- 会長 全部出していただければ、今日、できない方法もむしろ出していただいて、それを評価・総括の中に、次の計画をどうすべきか或いはこれまでできなかったことはどういうことだったのか？ということを含んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員 皆さんに意見を募ったほうがいいのではないのでしょうか。
- 委員 今日は、議題が提起されているので、次に……もう少しやはり頻繁に開いてもらえると……
- 事務局 会長、よろしいですか。
では、事務局から説明がある前に……最初に言ったほうが次の議論展開がしやすいと思っておりますので…

委 員 議事進行が全然。会長がお話になることが非常に長いものですから、本来委員の皆さんが自由に発言できる環境を作るのが議長の役割。ここははっきり確認したいです。

事務局 そこは少し……先ほど委員のほうから自己管理―総括の部分についてどう関わっていくかということが多分、あったと思います。会長のほうからは当然、次の新計画―総括を踏まえた形の中で新計画を作っていく上においては委員よりの進行管理をしっかりしながらこのように放置されることのないような形で新計画の策定と新計画の……

委 員 部長、やはり委員の皆さんにちゃんと聞いたほうがいいです。我々はなんでここにいるのかわからなくなってしまう。

事務局 先ほど議論があったものですから、今回について先ほど委員からあった部分については、またお返しするという前提でスタートしていただけると幸いですので。あとは委員の皆様からご意見を頂戴できればな、というところだと思います。

会 長 委員からそういう意見を得ておりますけれども、私としてはまず具体的に今日、出されております素案を「こういうふうには行政は評価し総括したんだ」ということを出していただかないと議論が進まないと思います。今の延長線でやってみても委員の皆さんが―どういうふうを考えられているかわかりませんが、あまり生産的ではないので、

委 員 それは会長の判断でしょうか？

会 長 それでは進めたいと思います。特にご意見がありましたら。挙手願います。よろしいでしょうか。

委 員 すみません。会長として議長の権限と議事進行の自身の役割をしっかりと明確にしていきたいと思います。

会 長 議事進行は議長の権限です。だから委員から出されたもので意見を集約しています。

委 員 こんなにしゃべられる議長というか会長は、僕は他の審議会に色々出ていますが、ないです。

会 長 議題で提案される意見により会長の権限で議事進行のためにお答えすると

いうことは許されております。

事務局　　まず事務局のほうから総括の説明をして議論を皆さんでしていただこうと……

会　　長　　私はそういう認識でおります。具体的な提案がされておりますので、その中でなぜこういう評価・総括になったのか、という中で今、委員が言われているような一途中で点検しなかったからではないか、ということになってくれば、それはそれで議論していけばいいと思いますが、いかがでしょうか。

そういうことで議事進行をさせていただきたいと思います。よろしいですね。

では資料1に基づいて事務局のほうからこれまでやられてきました評価・総括について、説明をお願いいたします。

事務局　　はい、では資料1に沿って、事務局からご説明をさせていただきます。

お手元にある資料1「素案 犬山市環境基本計画の評価・総括」という資料をごらんください。1枚めくっていただくと基本計画を立てた時の「背景」、「目的」が載せてありますが、お時間も少ないので、これをめくらせていただいて、次の「概要」を説明させていただきます。犬山市環境基本計画は、平成14年3月に策定し、平成22年度を計画期間としていたが、未改定であった。新たな環境基本計画を策定するにあたり、平成14年に策定された環境基本計画の総括を行うこととしました。総括を行うにあたり、計画満了時である平成22年時点で行うべきでありましたが、計画が未改定であったため、この平成30年度において検証を行うということです。旧環境基本計画の大きな施策体系では、お手元にある環境基本計画という資料があると思いますけれども、68ページ、69ページをご覧ください。「分野別目標」ということで、大きな目標として1、2、3、4と4つの分野構成となっております。「1 宝としての犬山の自然をどう守り育てていくか」、「2 家庭での話し合いによる生活環境の向上」、「3 住み続けたいと胸を張って言えるまち」、「4 青い空とおいしい水を子どもたちに」と、この4つの大きな分野から総括をさせていただきたいと思います。

次のページー3ページを見ていただいて、「1 宝としての犬山の自然をどう守り育てていくか」。こちらは環境基本計画の72ページから始まって、82ページまでという形になります。目標項目と施策はこちらについておりますので、総括を読ませていただきます。「身近な山や川は、自然と触れ合う遊びの場であったが、こうした環境が失われてきたため、豊かな自然の「地」となる山や川を健全な状態に保ち、多様な動植物の生息環境の保全が求められていた。とりわけ環境分野において、自然や環境と調和するまちづくりを目指し、自然との共生、環境への対応の視点で事業を進めてきた。市民と協働による環境保全活動の拠点として、平成18年には「犬山里山学センター」を建設し、

環境ボランティアの活動や将来を担う子どもたちに対しての環境学習を実施するとともに、市民ボランティアとの協働により、八曾ふれあいの森で里山整備イベントを実施し、自然環境の保全を推進した。また、事業者の開発の事前チェックとして、宅地開発指導要綱及び紛争予防条例を制定し、開発計画段階で意見や指導を行える体制を構築した。一方で、生物の生息環境確保に配慮した河川の整備や、自然環境及びその中の生き物について登録する「犬山市民財産指定制度」については、十分な取り組みができなかった。こうした総括をさせていただきました。

次のページー4ページは、環境基本計画の83ページから91ページになります。こちらの総括としては、水質汚濁など都市型の生活の環境問題に対して、循環社会の形成を目的としております。ごみ分別を町内会と連携し、リサイクルの推進に努め、ごみの排出抑制の啓発活動等、市民の関心を高めることができました。指定ごみ袋の導入などによりごみの減量、不法投棄についてもパトロールなどの対策を継続的に実施しております。一方で、環境に配慮した店舗を「エコショップ」と認定する制度やびん詰め商品の推奨など、事業者との取り組みが必要なものに関しては成果を上げることができませんでした。

次に3番「住み続けたいと胸を張って言えるまち」。こちらが基本計画の92ページから101ページになります。総括として、犬山の豊かな自然や文化を守り、魅力あるまちづくりを目的としています。特に城下町で歴史的風致維持向上計画により重点地区指定、それから羽黒・楽田地区の地域住民との協働による整備、それから「緑が暮らしを育むまちづくり」では、憩の場の充実を進めて、トイレ等のバリアフリー化を行っております。一方で荒れている土地を市民が管理できる制度や寺社等に特化した保全活動に関しては取り組みができておりません。

4つ目、「青い空とおいしい水を子どもたちに」。(環境基本計画の)102ページから115ページに当たります。こちらは、大気汚染、騒音・振動の発生、二酸化炭素の排出量の増加などを問題にし「地球にやさしい暮らしをすること」を目的としております。コミュニティバス(等「交通システムの再構築」)や二酸化炭素排出抑制では、省エネルギーの推進に取り組み、国の補助金を利用した公共施設にエネルギー効率の高い機器の導入等、進めています。コージェネレーションシステムや太陽光以外の大型の再生可能エネルギー設備については費用対効率の問題もあり十分に普及ができませんでした。

次をめくっていただきますと、全体の総括とさせていただきます。全体総括だけ、少し読ませていただきます。「現計画は、平成14年度に策定され、平成22年度を目標年次としている。本来であればこの環境基本計画の進捗を管理しながら環境施策を行うべきであるが、計画の管理を怠っていたことから、計画等の総点検により、計画期間を大きく超過していることを改めて認識するに至ったため、平成30年度からの改定業務となった。現環境基本計画では、137の取り組むべき項目が記載されており、74の項目が目標を達成、

19の項目が目標に向けた取組は実施できたが達成には至らなかった。また、44の項目では取り組みができなかった。取り組みができなかった項目の中には、新たな税の創出など実現が難しい取り組みも含まれており、策定時には実現性の評価も必要であったと考えられるが、基本計画という性格上、当時は理想的な目標も必要であったと推察すると、目標の約半数が達成されており、目標年次の超過を除けば概ね良好な進捗であったと評価できる。今後、計画を改定するにあたっては客観的な評価を実施していくため、合理的な根拠を持った施策・目標を設定し、計画策定後は、PDCAサイクルなどの進行管理体制を徹底し、毎年度進捗状況を確認、公表しながら、環境施策を推進していく必要がある。新たな環境基本計画では、第5次総合系買うや都市計画マスタープランなど、市が策定した諸計画と整合性を図りながら策定していく必要がある。またSDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り込み、策定することを基本とし、自然保護を重要としながらも、経済の活性化や生活の質の向上など、生活環境にもウエイトを置いた計画内容となることを目指します。」

その後が「施策」があつて、「どのようなことを取り組んだか」、「評価」。ということで、一覧で表を付けてあります。

この総括について、今の状況で総括をしていただくというつもりはございません。ご意見等があれば、メール、FAX等、またご都合が合えば直接お話をお伺いに行きますので、環境課までご連絡をください。またお渡しができる場があれば、意見をお伺いしたいと思います。また後程スケジュールのほうは説明させていただくつもりではありますが、5月頃、再度環境審議会の開催を予定しています。その際にこの総括を確定させていただきたいと考えておりますので、皆さまのご意見をよろしくお願ひします。

会 長 以上、本日の段階での評価・総括。これはこの場では説明しかないということでしたので…

委 員 会長、意見をしたいです。

会 長 少し待ってください。今の段階では総括しないということでしたが、委員の方々はこの場で初めて見たということだと思いますので、少し見ていただきながら、ご不明の点について自由にご発言いただければと思います。よろしくお願ひします。

委 員 はい。これは議題ではないのですか？ 下に「議題」と書いてあります。だけどこれを見て「意見をここでするな」と。「後日聞きます」と。これは議題ではないのではないのですか。誰が議題として上げて、何故、今、議題として取り扱わないのか。誰の権限に基づいているのかについて明確な回答をお願ひします。

会 長 いいですか。

事務局 ご意見を承らないということではなく、今、この場でご意見をいただければいただきたいと思います。ただ、本来資料を前もって配布するところを準備等の遅れがありまして、皆さまに事前に配布することができませんでしたので、そういったことを含め今回と来月中ごろまでご意見を聞く時間を作らせていただきたいと。もし、今日、ご意見をいただけるのでありましたら、今日のご意見も承りたいと当然考えております。

委 員 今日、初めて見て「今日意見を言え」というのは無理な話で。中間で色々意見を聞くというのは、議論にならないので、議論をして次のステップにしないといけないと思います。

会 長 おっしゃる通りで、今、こちらも初めて見て、これで「意見を言え」と言われてもダメなので。ただ、提案された議題としては、「総括をしたい」ということが議題です。「総括をどうするか」ということについて、提案の中に意見をまとめていただきたいということでありましたら、それを受けて審議会としてどういうふうに総括をするのか、ということをごここで決めたいと思います。「原案がない」ということになると審議のしようがない。「どうしてほしいか」ということを提示していただきたい。「別に意見を出してください」ということだけではダメなので、5月にでも再度会議を持つてはどうか。

委 員 なんで会長がそこで独断の思いを述べるんですか。

会 長 ちょっと待ってください。
行政としても意見を集約したい、ということだと思うので、いかがでしょうか。

委 員 まずこの全体総括について根拠をしっかりと示していただきたいのですけれども、137の取り組むべき項目で、その内44の取り組みが出来なかったということについて、この後を見ると「理想的な目標が必要だったと推察する」と、「概ね良好であったと評価できる」とありますが、理想的な目標がこの中に幾つありましたか？ 僅かではないですか？ それを全部この44に適応したかのように「概ね良好な進捗」というのは、全く承服できない総括です。これは環境課としての総括でしょうか。犬山市長としての総括ということでしょうか。

事務局 説明させていただきます。「環境基本計画」は、“環境”という名前が付いておりますが、市全体の計画でありますので、関係各課の……

- 委員 聞いてないですよ。それは。
総括が「環境課」と書いてある。だから市長の確認を取ったのか？と言って
います。「基本計画」は聞いていません。この総括について聞いています。
- 事務局 今回の段階では、市長の目は通っておりません。今日、まず事務局側の総括を
皆様にご確認いただき、ご意見をいただいた上で、先ほど申し上げたように
5月にもう一度審議会を開催させていただいて、また再度皆さんに確認して
いただいた上で最終的に決裁を取って、正式な総括にしたいと考えておりま
す。
- 委員 先ほど「市長からの諮問に基づいて審議をする」ということだったと思
いますが、市長が確認していない資料がここに出ているということはどうい
うことでしょうか？
- 会長 これは諮問ではないです。こういう形で提案がなされたので、「これにつ
いて『いかがでしょうか』という意見を伺いたい」というのが事務局の提案。そ
ういうことです。
- 委員 事務局に議事を出す、資料を提出する権限があるのですか？ 犬山市とし
ての判断のはずですが、市長の決裁を仰いでいないで、ここに議題として出
て来て……
- 会長 ちょっと待ってください。その段階ではないので。環境課として一市の総
合評価としてまとめていくために担当課としてこの段階で提案をして、意見
をまとめていくためにこういうふうに進めていけばいいか？ということも含
めた提案です。
- 委員 市長の役割というのは、どういうことなのですか？ 「諮問とは何ぞや」と。
さっきご挨拶の中でもずっとおっしゃっていますが、「市長からの諮問に基づ
いてないと審議ができない」とおっしゃったじゃないですか。
- 会長 まだその段階までいっていないということです。
- 委員 これは審議ですか？ 議事―「議題」とありますが、「議題」は審議ではない
ということですか？
- 会長 それはこの総括について議論をして「意見をもらいたい」というものが議
題です。

委員 それは市長の諮問に基づいていないということですか？ さっきそうおっしゃったじゃないですか。市長からの諮問に基づいて審議会をやっているはずなのに。

会長 今日の審議会を開くのは、別に市長の諮問案件ではありません。

委員 誰が開いたのですか？

会長 最終的には、「この答えをください」という市長からの諮問をもらって、答申をするという流れです。

委員 それがはっきりしていないから、そうなるのだけど。

会長 審議を重ねるわけです。

委員 審議会を開催する権限というのは、誰が持っているのですか？ 事務局ですか？ 市長ではないのだ。会長でもない。

会長 開催権限は……

委員 議会がずっと開催を求めていたけれど、今までずっと開催ができなかったのは……

会長 市長からの辞令ですから、市長ですね。

委員 でも確認を取っていない資料が出てきた。おかしくないですか？

会長 今は諮問案件まで行ってないので議論の筋が違う。

事務局 今回のこの総括の素案については、諮問・答申事項ではございません。環境基本条例第9条第3項に基づいて「環境基本計画を作るときは、あらかじめ一環境審議会の意見を聞くとともに」というところがありますので、まずは総括の素案を事務方のほうで作成しました。その内容についてまずご意見をお聞きし、精査していくといったプロセスの一つの中でございます。

会長 ということですので、「いきなりでは困る」ということかも知れませんが、今の説明で環境課一事務局から出された評価について何かご意見がありましたらお願いします。

委員 例えば他の課に聞いたりするのか、総括について、例えば「農薬等の化学物

質から水を守る」ということだから、これは環境課より農政のほうでは何かやっていたりだとか、かなり随分環境課さんではないものが出ている。市の文化であったり、そういうものがいっぱい入っています。総括—そういうようなものは、課を飛び越して、皆さんに総括を見ていただくこともあるのでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 ご指摘のとおりで、環境基本計画の内容が当然、環境課一つで済むような議題ではありません。犬山市全体の課に及ぶようなことが137-140弱あがっておりますが、それらを細分化して、関係各課のほうにこの取り組みについて「どういう状況だ」ということを調査して、それをとりまとめて経過のほうに反映させて総合的な考えで評価し、こちらの総括を作成したということになっておりますので、1つ1つは、それぞれ関係しているところ、それぞれ実際に運用している関係各課に照会をかけております。

委 員 はい、ありがとうございました。

会 長 はい。
他にございませんでしょうか。
またしゃべりすぎると言われるかも知れませんが、今のご意見に関しまして意見を求めます。

会 長 今のご意見に関わらなくても結構です。

委 員 これを読ませていただいたら、これを作る時に「環境サミット」これが地域別交換会ということで5地区やられています。この中で“砂利の採取”が圧倒的に多かったです。犬山地区、羽黒地区、城東地区。城東地区では不法投棄もありました。こういうものに対してやはり、これだけ大きく取り上げられているものが総括の中で8年間経って、どのようなふうに行われているのだろうか。これは市民の意見です。これらをやはり総括の中に生かされるような方向を考えていただかないと、こういうものは進まないのではないかと。「地球の命、水を守る」という基本があって、「有害化学物質から水を守る」という部分ですが、土砂を採取した時にどのような埋め立てをするのか。それによって、やはりそれが出す物質も違ってきます。そういうものに対してどのような方向で—10年以上経っていますが、進んできたのかな、という内容もやはりこういう総括の中で反省して欲しいです。市民の意見も結構多いですから、ということです。

会 長 はい。

事務局、お願いします。

事務局 今のご質問にお答えします。総括の中もたくさんあるので、今、どこかというのを今、探していますが、見つかりませんが……

委員 盛り込むべき内容ではないかと。市民の切なる意見ですから。

事務局 今、私も勘違いをしてしまいました、こちらのほうの個別の施策ではそちらに関しては確認をしておりますが、今のご意見は、「総括のほうにもそういうことを盛り込む必要があるのではないか」ということでした。ご意見を伺いましたので、また参考にしながら総括を完成に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員 会長、議事の進行をお願いします。

委員 私も環境基本計画を新たに策定するということが、議案が出てきましたのでこれを見せてもらって、この犬山市の環境基本計画、「これはどんなものなんだろう」ということで市のほうに問い合わせました。1冊しかないの、その場で数分しか見られませんでした。160ページぐらいあって、なかなか把握できない。図書館に行ったら、「図書館では市の大切な行政の内容はお貸しできません。」ということが基本になっていますので、やはりこういう大切なものは、市民がいかに参加し、地球環境を守るか。水環境にしても、大気汚染にしても、土壌にしてもみんな同じでしょうけれども、そういうものを市民が気楽に見られるような部数や場所一地区、町内、そういうところに1冊くらい。年に1回ぐらい配布できないのかな、と思います。そういう内容も総括の中にも入れて、やはりもっと住民に接した内容の環境基本計画を作っていたらどうかな、というふうに思います。

事務局 ご指摘のとおり、現段階の計画についての公表は広く皆さんにお知らせするようなことがなかったということを議会のほうからもご指摘があり、これは大いに反省をしているところであります。次回の環境基本計画が策定をされましたら、今、委員がおっしゃるように毎年1部ずつ発行するということが財政的にも厳しいものがありますので、今、ホームページのほうでなんとかPDFなどの形でいつでも見られるような形でまずは公表をしていきたいな、と。図書館も恐らく行政計画は部数が少ないので、貸し出しということではなく中で閲覧という形になっていると思いますが、恐らく1冊2,000円ぐらいかかる可能性がありますので、例えば必要な方については正本については有償でお分けするというような形も次回については検討させていただきたい。いずれにしても、市民の誰もが簡単にこちらの環境基本計画にアクセスできるような方法を次回は考えていきたいというふうに考えておりま

す。

委員 これは、いくらかかりました？ 今回の製本。2,000円かかりました？ 作ればいいじゃないですか。なぜ作らないのですか？ 作ろうとしないからですか？

事務局 今回はコピーですので、当然、それだけはかかっておりません。

委員 コピーでいいじゃないですか。中身が見られればいいから。なぜコピーを作ろうとしないのですか？

事務局 次回の環境基本計画については、先ほど申し上げた通り、どなたでも簡単にアクセスできるような手法について検討して参ります。

委員 はっきり「作ります」と言えば済む話を何故そこまで抵抗する？ ここに根本的な原因があります。かなりはっきりしてきたので。

委員 話を進めましょう。

会長 今日の段階で、意見が出ました。行政の案はこの計画の評価・総括ですが、現計画は色々な段階は踏まれています。庁舎内や市民会議、色々な段階が踏まれていて、審議会は言ってみれば一番最後のまとめの部分だけを受け取って、仕事をするという関係になっていくという流れになっていますが、評価・総括は、今日は環境課の評価・総括。では、他の部局ではどういうふうに総括されているのか、それから環境市民会議一解散されていると思いますが、新たに形を変えているのだらうと思います。この間やられたタウンミーティングもあったと思いますし、そういう市民段階での評価・総括。それから事業者にも色々義務付けていたりしていますので、事業者の団体ではどういう評価一事務に係るところでもいいですし、全部でもいいですが、そういう段階を踏んだーそれぞれの段階で、どういうふうに評価・総括されているのか、ということを行行政としては受け止めて、まとめて、そこで行政独自の評価も付け加えていく。それを原案にさせていただかないと。審議会が全体に対してどういうふうに評価をして総括していいか、そこを解決しないと市長も諮問のしようがないし、こっちも答えようがないです。そういう点で、私は今日のこの提案事項は未熟だと思っていますので、未熟だけれども、一步を踏み出すということで、それに対してこの審議会の皆さまの意見を得れば良いと考えております。今日は事務局に対しての注文ということになるかと思えます。或いは審議会に対してどういうふうに進めていけばいいかという提案になるかと思えます。ご意見をいただければと思います。

そういうことも含めて、今後新計画を策定に向けて、どういうスケジュール

ルで進めるのか、ということももう少し具体的に示していただいて、「この時までには、こういうことをやる」、「この時までにはこういうことをやる」ということを示していただかないと、審議会としてどんな役割を果たせばいいのか、ということがわかりにくいかな、と思います。その点も含めて、再度説明をお願いします。

委員

少し見る観点が違うかも知りませんので、お伺いしたいと思います。
全体総括の中で環境基本計画では137の項目があって、「74の項目が達成されました」ということが書いてございます。例えばの話ですが、「青い空とおいしい水を子どもたちに」という中で、コミュニティバスの取り組みが書いてありますが、総括の中で「交通設備の再構築」については、「計画的な道路の整備ほか、コミュニティバスの経路見直し、増車など利便性の向上、利用促進に取り組んできた」と書いてございます。最初のこれ（資料1）を見ますと、例えば（交通システムの再構築の）裏の「パークアンドライド」のところに○(丸)が付けてあります。本来ですと「パークアンドライド」は、行政がある程度駐車場を設けて、「ここからここまでは、皆さん乗ってくださいよ」と。「ここで乗り換えて、鉄道なりに乗ってください」ということだと思います。そういうことから考えると、市が取り組んだ駐車場施策—そういうものがありますか？ ないですか？ もしないとすれば、結果として○(丸)と書いてありますので、「駐輪場は作ったけれども、駐車場はしていないし、作ってないよ」ということであれば、これは本当に○(丸)なのかどうか。その上のコミュニティバスについてもそうですが、排気量のことではなくして、これは高齢者福祉のための施策としてコミュニティバスを設けられている。にもかかわらず、この総括の中では「そういうことに取り組んでやってきましたよ」というように書いてありますが、本来の目的と行政の評価として挙げたものと私は少し違うのではないかと思います。例えばコミュニティバスなどは全体総括の中では○(丸)という評価で数えておられるのかどうか教えていただきたい。そういうことで、一つ一つ点検していくと、本当に行政が○(丸)としてあるものが、市民にとって本当に○(丸)であったのだろうか？ この基本計画に則って施策を進めて、それで○(丸)であったのか。たまたま二次的なものとして「こういうことを考えられるから○(丸)にしよう」といったことで○(丸)にするのか。そここのところの違いが私たちはわかりにくいです。そこを少し—私の今の質問もわかりにくかったと思いますが、教えていただければありがたいと思います。

会長

答えられれば、答えてください。

事務局

コミュニティバスの件に関しましては、環境基本計画に沿ってやっていないのではないかと、というご指摘ですけれども、最初に申し上げた通り、市の計画は、各種ございます。先ほど総括の中でも都市計画マスタープランや総合

計画などそういう計画との「関連性を見ながら」ということも申し上げたと
思いますが、幾つかの計画に同じ目的が重なり合ってくる場所もございま
すので、「環境基本計画の目的のために」というばかりではなく……上手い
表現が見当たりませんが、目的は達成できるように、各課が施策としてやっ
ておりますので、環境基本計画云々というわけではなくて、市の施策として
行っているというふうに理解しております。

事務局

すみません。今の個別のお話でさせていただきます。例えばコミュニティ
バス。これは「高齢者施策」の中で展開されております。これを充足すること
によって「皆さんに使っていただきやすいようにしましょう。」と。「コミュ
ニティバスで高齢者福祉を増進する」ということは当然、環境基本計画ではあ
りません。これが何故出ているかと言うと、まずこの項目で「公共機関を沢山
使えるようにしましょう」そのことによって、「各自が自動車を使う頻度を減
らしましょう」そのことによって「二酸化炭素の排出量を減ります」。それで
公共交通機関という中におっしゃったコミュバスがあります。それをまず充
実させたり整備をしたりしていきましょう。そうすることによって、全体的
なCO2の削減になるのではないかと、ということでコミュバスが環境に入っ
ています。コミュバスの運用形態を色々と整備したりして、皆さんの使い易い
ように制度の改革をしているということで、取り組みがこうなって「一定の
効果がある」ということで○(丸)と一環境面から見た場合です。これが今回
から始めさせていただく「SDGs」という考え方と同じです。コミュバス＝
高齢者福祉。コミュバスをやることによって、公共交通機関が使えるよう
になる。そのことによって二酸化炭素が減る。要するに両面で一複次的効果で
環境面がアップする。ただ一つの側面だけではなくて、色々な側面から見て
環境に対して効果があることをやっていこうというのがSDGsの考えにな
りますので、そういう考えを盛り込んで、今回は「コミュバスもこういった効
果があるよ」ということをわかるように、今後の環境基本計画でも使って
いきたいというふうに思います。

委員

わかりました。ありがとうございます。

ただ私が思うには、この全体の評価の中で「幾つ達成した」ということが書
いてありまして、それはそれだけ達成されればいいのか、と思う反面、「友
達の友達は僕の友達だ」という見方で評価をされていくと、私は少し違うの
ではないかな、と思いましたので、おうかがいしました。

事務局

ご意見として承って、再度そういった目で評価していないか、というこ
とを点検させていただきます。

委員

私は今の件に関しまして、環境政策はそれだけで独立することはありえな
いものなので、納得はできるかな、と思います。一つお伺いしたいのは、「○

(丸)、×(バツ)、△(三角)」で評価をされていますが、その根拠はどこにあるのかということです。例えば1の1-9ページになりますか、真ん中辺りに「立札、マップ、ガイドブックの作成をします」と。○(丸)が付いていますが、単純な話をすると例えば立札を何本立てようと思っていて、全部達成できたのか。100本立てようとして、70本だけ「まあいいか」ということになっているのか、そういう評価基準だと思います。この計画を作られた段階で、そのぐらい政策評価が明確に行われていたのかということは、時代を考えるとわからないと思いますが、それがまずあったのかどうか。具体的な数値があったのかどうかということを伺いたいのと、それがもし無かったのであれば、次の計画を作るときにやはりきちんとある程度数値で評価ができるものは数値目標を立てたほうがよりわかりやすい政策になるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局

ご指摘のとおりでございます。「立て看板等を作っていきます。」「マップを作りましょう。」「作ります」というのが目標設定で、「何パーセント立てましょう」、「何本立てましょう」、「どこに立てましょう」といったことがこの計画の中にはございません。ですから、これは色々な関係課のほうに照会を出しているのですが、関係課として「立て看板を立てた」という意識があれば○(丸)がついているといったようなところになっております。こういった反省も踏まえ、現在全体総括の中で一中ほどですが、「今後、計画を改定するにあたっては、客観的な評価を実施していくため、合理的な根拠を持った施策・目標を設定し、」というところを挙げさせていただきました。ですから次回の目標・指標等につきましては、今度評価する時点で評価できるような数値等について整備した計画を策定していきたいというふうに思っております。ですから現段階では、「○(丸)、△(三角)、×(ぺけ)」が一定程度感覚的なものが入っているというふうに理解していただきたいと思っております。

会長

これは一人の委員として発言したいと思いますが、今ちょうど委員が例に挙げられた「立札、マップ、ガイドの作成」これははっきりとした目標を立てて実行をしております。環境省の「巨樹・巨木選定基準」に従って全市調査をして、場所のマップも作り、そこに立札を立て或いは看板を巻き付けたりしています。その数量の目標があって、100パーセント達成していると。ただ、途中で枯れたり、道路の拡幅で切られたりしたものもありますけれども、明確な基準でやっています。答えについても正確に過去の情報を集めて、その成果をきちっと数量的な評価ができるものは数量化する。定性的な部分で済まざるを得ないものはそれでやる。評価手法そのものが専門家から見ると非常に未熟だと。色々な委員から言われていますが、「○(丸)、△(三角)、×(ぺけ)」というのはどの程度かということになりますから。私が関わったものに関しては100パーセント以上の成果を上げているということが言えると思っております。これは行政としての評価には入り込めない。しかし市民活動組

織として、専門家として或いはもっと広域的な活動一県の環境行政などの中で、犬山市は直接関わらなかったけれども、犬山市のこの環境基本計画に盛り込まれた以上の成果を上げてきているという評価も成立します。過去の評価が正確にやられなければ、新しい計画も生きたものにならない。それが一番大事です。ですから、「反省をしないと次のことに生きていかない」ことと一緒になのです。ですから、再度この評価の仕方も含めて、本当に環境課だけの評価でいいのか。委員が言われたように「市としての評価書」なのかどうか。そして市長が本当に認知しているのかどうかを明らかにする必要があります。

もう一つは色々なコミュニティ組織なども動かして色々やってきたので、色々なところでの評価・総括をもらって、それをまとめるのが環境行政の事務局の仕事だと思います。その段階を踏まないで今日の議論はできてこないと一私、一委員としての提案ですけれども、お願いしたいと思います。

委員 会長一つ提案ですけれども。

会長 はい、どうぞ。

委員 半年かけてチェックして、この程度だということですが、事務局にはもう能力がないとみなさざるを得ないので、第三者の例えば環境市民会議というものは条例に明記されていながらも10年間開かれていません。ですから、そういうものを開いて第三者の目でしっかりとこれをチェックしていく必要があると思います。意見として申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。

委員 先ほど事務局が言われたスケジュール的なものが見えるものですから、きちっと……。

会長 それは提案をしていただかないと。

事務局 その先にご質問があったものですから……

委員 では、またそれは……

事務局 もし移っていいのであれば、次のスケジュールのほうに移ります。

会長 今、委員から言われたことに対してはいかがですか。

委員 スケジュールの前にチェックができていないという前提の話をしていま

す。

事務局

「事務局に能力がない」といったご評価をいただきました。その部分についてコメントは難しいですが、環境市民会議等必要なものは一度検討していきたいと考えます。

委員

先ほどの巨樹・巨木の関係は犬山市のほうも広報などに「巨樹・巨木のチームが色々なところで活動している」ということをご存知ですね。あそこでも、会長が言われたように全部網羅していますから、この辺のデータというものはきちっとしていると思います。だからこれは評価の方法を具体的に書いたほうがいいのではないのでしょうか。「100本あって、90本やりました」という格好だけは—それは「○(丸)か×(ペケ)か」というのは、読む者が判断することであって。

それからもう一つだけ、そんな事よりも—この「○(丸)、×(ペケ)、△(三角)」も見直さなければいけません、例えば「青い空とおいしい水を子どもたちに」という4のところの「ノーカーデーの推奨」があります。これの「呼びかけ」のところは「×(ペケ)」です。その下のところは○(丸)が打ってありますけれども、これは○(丸)と言っても分母に当たる数字というのは、1件や2件でしょう？ そんなものはデータにも何もなりません。その辺りをはっきりさせるためには、「○(丸)、×(ペケ)、△(三角)」でなくて数値で出したほうがいいと思います。そうしたら「これはもう少しやらなければいけない」とか「これはもっと違う方法の切り口から見ましょうか」とか、具体的な意見が出てくると思います。あえて「○(丸)、×(ペケ)、△(三角)」は見やすいな、ということを書かれたと思いますけれども、逆に「どういうふうにしたの」というふうに見ると思いますので、具体的に数値などで並べたほうが私は見やすいと思います。

会長

はい。

事務局

はい。評価方法について、当局としても色々検討をして参りましたが、この計画を策定したときに定量的な数値を目標値として、また現行値として整理したものが確認できませんでした。そうしたことから「○(丸)、×(ペケ)、△(三角)」—この計画書の中から読み取れる状況ができているかどうかということ定性的に解析した結果がこのようになっております。改めて過去の資料を確認させていただき策定当時どのような定量的な現況値、それから目標値を設定していたのか確認をしていきたいと思っております。

委員

先ほどから色々な意見が出ておりますが、以前にこういった資料を「前もっていただけませんか？」ということをお願いして、一回……。今回これだけのものが出て来て、僕は初めて見ました。だから色々言われたところで結

局何も中身がわからずに議論に入った。これはかなり難しい。結局話を聞いていても、この中でも巨樹巨木のこと、これについてもそうですが、エコアップリーダーという形ものがあったにも関わらず、全く利用していない。途中で止まっている。これはどういうふうなお考えですか？ 要するに議論ができないです。

事務局 今回の資料に関しまして、当日配布になってしまったことは、本当にお詫び申し上げます。このようにボリュームのある資料を最低でも1週間以上前に本来お手元のほうに届くような形にして用意するのが本来の姿でございます。内部の整理に時間がかかり当日の配布ということになってしまいました。冒頭申し上げましたように、本日すべての意見を集約し、本日をもって意見を締め切るというつもりは毛頭ございません。今後、4月の中旬ごろまでにかけて何らかの形でご意見をいただく若しくは我々が直接お一人お一人の所に赴きまして、お話をお聞きするというのも考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員 回答になっていないです。答弁内容と。エコアップリーダーは？

事務局 エコアップリーダーは現在、自主的な活動をしているというふうに……

会長 それは少し私のほうで説明します。エコアップリーダーは、認定された者は終身エコアップリーダーですけれども、自主活動なので具体的に活動している人はごく一部です。ただし、それを受け止めて私のほうでNPO法人を作って会員として吸収をしています。そして活動を続けております。その後、犬山市の主催の養成講座で要請したスタッフもおりますので、同じ名刺は使っておりませんが、常時活動しているメンバーとしては、1ヶ月単位でいくと、60人は優に超えていますので年間で1,000人近いボランティアスタッフが活動しているということです。ボランティアスタッフの名前を変えました。なぜエコアップリーダーと言ったかということ、当時、(担当課が)エコアップ課であったので、その名前をとって「エコアップリーダー」にしようとした。それが環境課に変わったので。そういう意味で里山保全のためのボランティア養成講座と名前を変えていきました。中身は生きています。過去の人的財産も1期生、2期生もNPO法人の会員としてちゃんと活動しておりますので、そういう成果も個人の名前入りできちゃんと評価できます。

委員 今の発言は不味いのではないですか？ 行政のエコアップリーダーという組織、団体であったものがNPOに吸収されたのですか？

会長 え？

委員 今、そうおっしゃいましたが。エコアップリーダーが私のNPO法人の会員に吸収したとおっしゃった。

会長 そうということです。

委員 これは適切ですか？

会長 実績がどうかは別にして、市からも、里山学センターを管理してもらうためには任意団体や個人に委託できないということで、「法人化して欲しい」というふうに要望されました。当時の里山学センターが出来た時に「法人化して欲しい」と要望されました。

委員 別の機会にこれはしっかりと確認をしたほうが良いと思います。非常に問題がある発言だと思いましたので。行政が依頼をしたということの発言が今、ありましたから。これは結構、大変な話です。

会長 ちゃんとそのやり取りは議事録で全部の委員で全部残していますし、発足した後に2つの組織が両立することはまずいということで、エコアップリーダー会という組織は解散しました。と同時に当時、エコアップリーダーの活動がアメニティ協会の公益事業で運営していました。アメニティ協会が事業で少しお金を残してそちらを支援して欲しいということがあってやっていましたが、「協会にそんな余裕はない」ということで、NPOに移管して欲しいということがありました。エコアップリーダーの方たちへの事務的な処理をする場所もかつては犬山市役所の中に机を一つ置いていましたが、それでもやりにくいので、里山学センターに事務局を移すという流れで、法人化の手続きを踏んでいったというプロセスで、きちっとした議事録が残っていますし、公明正大に全て明らかにしています。

委員 公明正大は間違いないと思いますが、せっかく養成した人間をもっと上手に使われてはどうか、と。

会長 私どもは上手に使っておりますが、市役所が上手に使っておるかはわかりません。

委員 それからもう一つ。「環境フェア」ですが、去年はなかったですね？「環境フェア」。

事務局 「環境フェア」はやっております。

委員 毎年やっています？ 去年も？

事務局 毎年やっております。

委員 やっているのですか？

会長 すみません。議事進行で。

委員 新計画の策定について聞きたいのですが、最後に聞きたいのは、「総括」というものの「行政の役割」という欄が基本計画を作った時に作られて、みんな行政の人の役割を決める計画だったのか。例えば「自動車の共同利用」というのがありますが、もう随分前の話だから、こんなにシェアカーが広まるとは考えていなかったの、行政にまかせて、でも実際には「自動車の共同事業」というのはとても進んでいる話で、本当は○(丸)ですーそんなことをしなくても。共同利用自体は○(丸)でも、社会実験は実施していないから×(ばつ)であるとか、低公害車もこんなに普及しているので、本当は低公害車というのは○(丸)であったとしても行政がやっていないから×(ばつ)になっているので、これを次に作るのであれば、行政の役割だけだとおかしいな、ということと、これは全部ここにあったものがその通り、今回付けるしかなかったのですね。最初に決めた通りやるしかなかったから、付けたという感じですね、きっと。この欄があつて、チェッカー結果を「○(丸)、×(ばつ)にしましょうね」という話があつて、今回は。

事務局 はい。環境基本計画には、行政の役割だけではなくて、中を開いていただくとわかりますが、施策があつて、市民の役割、企業の役割、行政の役割ー3つあります。この中で我々が業務の中で評価できるのは行政の役割しかなかったものですから、今、この評価になってきました。おっしゃる通りで、確かに行政ではやっていませんが、パークアンドライドや自動車のシェアなどもありますので、そういった側面から見るとひょっとしたら○(丸)になることもありますけれども、あくまでも行政の役割の中で見ると「行政はやっていない」ということで×(ぺけ)になっているという状態になっております。

委員 そうすると、総合の総括的に133のうち、何ができたというのは、きっとそんなにたいしたことではなくて、基本的に。そうなるのかな、と今、ずっと見ていて「すごく総括というのは難しいのだな」と思いました。133のうち、70幾つであっても、それは本当は社会としては良くなっていたり、行政がやっていなくてもーまた行政はやっているつもりでも実は○(丸)のところでも×(ばつ)があるとか、本当はもっと総合的に見る必要があることだと……。次の新計画策定ですけれども、時代が変われば全然違います「古いつたらありゃしない」というものなので、次からは何回も更新してーということをやっついていかないとここの審議会に入ってた方がもう亡くなっている方

もおられるしー全く知らない人になっているので、これからの話になるので、申し訳ありませんが、少しずつ更新してーと思ったので。

委員 課長、ちゃんとこさえた方がいいですよ。行政だけのことではないじゃないですか？ NPO法人とか色々書いてあります。その場、その場でそうやって適当なことを言うから、こういうことになるので、しっかりこれはやらなければいけないです。環境基本計画は行政だけの計画ではないですから。そもそもそこからもつれてしまっていますから。その場、その場で出まかせを言ってはだめです。

会長 特に今、両委員の意見に代表されておりますが、行政だけでは評価できていない。やはり評価も外部評価も入れながらやらないとだめですけども、さしあたっては、環境審議会で責任をもって評価する必要があるかと思えます。ただ、全員の会議を何回も開くというのは大変かも知れませんが、申し訳ありませんが、色々な立場の方々、私にその権利を与えていただければ、私から指名してそこで責任をもって原案を作って、それはこの委員だけに限らないかも知れませんが、他の人を入れるかも知れませんが、そういう評価の別の委員会を立ち上げてーこれは市の予算に基づかなくても結構です。自主的にやると、それで責任をもって評価案を作って、それを市の行政に渡す。行政はそれを受け止めて、更に行政で味付けをして、ここに評価の原案として提出するというところでどうでしょうか。その時には必ず市長に評価を諮問していただきたい。そうしないと環境基本条例に基づいて、当審議会は今の基本計画に対して評価を下す権限が与えられないということになります。その評価をきちっと維持して、行政は次の新計画に生かさなければ、その時は勧告権を発動するということになりますので、この流れをきちっと守っていただければ、全体議論の場の前に原案作成をそういう所に委ねていただければ、いかがということを私は提案したいと思います。

委員 会長、反対です。明確に反対させていただきます。先ほど会長がおっしゃったアメニティ協会だとかNPO法人里山学センターさんだと思いますが、エコアップリーダーー行政の中の組織が吸収されたとか、アメニティ協会がどうのこうのとか、会長がれっきとした利害関係者ですから、会長が指名して評価というのは、私は望ましくない。適切ではないと思います。だから市長直属ということになるのか、より客観的な立場の方の主導するものでない信用性に欠けると思います。

会長 それもあるかも知れませんが、ただ、そういうふうな組織を立ち上げて、そこで評価をしてもらうということに対してその権限を与えてくださいということです。私がやるということではなくてです。その権限を与えて下さいと。常にこの審議会の全体会議で議論するのではなくて、それは行政に別途、評価

する組織を立ち上げてもらいたいと。委員に関しては誰を委員にするかということ、そこに委ねては、そう思いました。市長から任命するかどうか。そこまでいなくてもいいか—それは行政の中で考えていただければいい。ただ、ここで延々と議論していても始まらないので。

委員 それは同意です。

会長 そういう小委員会を立ち上げるということを決める権限を与えていただきたいと。

委員 環境市民会議という公的な枠組みが既にあるので、それでやればいいじゃないですか。

事務局 審議会には部会を設けることも可能でもございます—これは条例上で……。今、委員が言われるようにやはり検証というのは客観的な目でやらないと検証にならないな、というところがありますので、複数案の選択肢があると思っております。それをコラボレーションすることも可能かも知れません。これは一度我々のほうで持ち帰って、審議会の諸事項でも「部会ができる」というふうになっておりますので、会長と相談しながら、何らかのチェック機関を検討していきたいと考えております。

会長 はい、どうぞ。

委員 審議会で一定の—今、温暖化対策部会とかありますが、そういう形の審議会の中の部会という方法と、それから作る時に市民会議というものがあって、この間もタウンミーティングでそういう方達が色々と議論されているということですから、そういう組織—別で考えてもらわないとこれはいけないと思います。どちらも僕は必要だと思えます。

会長 そんなところで原案を作っていただくということをここで決めたい。その決める権限を与えてくれと言っているだけなので、私は環境市民会議の委員になったことは一度もありませんし、審議会の部会長に就任したことも一度もありません。全て距離を置いてみておりますので、そういうことで客観的な評価を受けて、ここでそれを議案として審議するというのでいかがでしょうか。

委員 すみません。「権限」という言葉を使う時はもう少ししっかり権限の範囲を明確にしたほうがいいと思いますので、やはり曖昧ではいかんと思います。

会長 「権限」は、委員会に評価を任せる、としか言えないです。それで「その結

果をもって、ここに諮問してください」と。そうすると権限が発生する。

委員 環境審議会の今日の意見としては、「客観的な評価が必要だ」というところまでに留めるべきだと思います。あとは、1回行政のほうに持ち帰ってもらってどういう形が望ましいのか、ということをもたこちらにご回答いただくということではいかがですか？

会長 それでもいいですけども。全てこの全体会議でやるのではなくて、どこかでそういう会議を作ってください、そこから提案をしていただきたい。そうしないと行政の評価だけを出されてきても困るので、市民の動きもある、市民会議もある、地域コミュニティもある、企業組織もある。そこでの議論も経過してきたのか、ということを確認する必要がある。評価をやってくださいと言っても、どこでやられてもまた同じような議論を繰り返すのもあまり生産的ではないですね。

事務局 すみません。
今のチェック機能については、提案がございましたので、一度この議論をしていると次に進めませんので、事務局で一度預らせていただいて、先ほどからありますように次の策定計画のスケジュールと今の検証はリンクしておりますので、そちらのほうの説明を事務局から……。

会長 それではとりあえず、ここで全てやるということは現実的ではないので、皆様のご意見にありますように別途考慮していただくということではいかがでしょうか。

では、別途、行政のほうで、どういうふうなしくみで、現計画の評価・総括を—ということを進めていただきたいと思います。その件に関しては当審議会に諮る必要はないということではいいですね？

委員 いえ、ちょっと待ってください。

会長 また審議会を開いて、また原案をここのこういう会議で審議するとどうでしょうか？というところまでこの審議会では私は議論をする必要はないかと思えます。

委員 反対です。諮っていただく必要はあると思います。

会長 いかがですか。そこまで諮る必要はありますか？ 行政に委ねるということではどうでしょうか。

委員 委ねるというか、一度行政でどういうあれでやるか、案を示すということ

で、その案を次の審議会で示してもらって、それでいいかどうかをしないと、今、一任するとかそういうことではないと思うので。そういう方向がいいかどうかは、今の会議の皆さんの意見を聞いて……

会 長 任せますけれど、その組織の承認を審議会でやるかどうかということまで別に私はここで決める必要はないと思っておりますけれども。私は小委員会というかそういう行政段階を別途設けるということに関して、審議会の本会議で議決した記憶は国、県を含めて一切ありません。

委 員 それは会長の経験の話とごっちゃにははいけません。客観的にやりましょう。

会 長 議案提案権は行政にありますので、行政にお任せしておきますが、私の意見としては「答えが欲しい」ということで、誰がどうということをご議論する必要はないと思っています。

事務局 今回のスケジュールもそうですし、もう一度場を設けて、今の（議論）をやるのか、若しくは我々職員が素案を作って、皆さまにご説明して一当然次の審議会までに色々な議論をしていく必要がございますので、会長、どこかでは皆さまにご同意をいただくようなプロセスを踏むということではいかがでしょうか。

会 長 それに関してはお任せしますが、あまり頻繁に（会議を）開いてもなかなか委員の出席状況が好ましくない場合も考えられますので、効率的に、効果的な時期にやっていただきたいと。それだけ注文をつけておきます。議会のように連続してやっているわけではないので現実的に対応していただきたい。

委 員 会長、それは越権行為ですよ。

会 長 発生する課題に直面した時期だけに限定して会議をやっていますので。常時開くというのは現実的に不可能ですので、審議会開催の必要性の判断をひとまず行政に委ねるということです。議会としてもこの「評価・総括をどうするか」ということを議会の委員として議会に伝えていただきたい。全部持ち寄って、ここで議論をする必要はないと思います。議会は議会でやればいい。ここはここで行政段階で議論するというそういう流れです。

委 員 会長、その発言は完全に越権行為。議事録で確認しますが、部長、これは市長にしっかり確認を取ってください。今のこの流れが市長としてふさわしいと思うかどうか。そして任命権が市長にあるので、任命責任もありますから、これはしっかりそこを検証したほうがいいと思います。会議を開く

か開かないかという発言まで会長が踏み込んではいけません。冒頭に聞いたのはそこです。冒頭にあれだけ僕がこだわったのは、この会議は誰が開く権限を持っているか、誰が議題を上げる権限を持っているかということが明確ではないから、今みたいな発言ができるんです。

会 長 いえ、そうではないです。

委 員 会長に権限があるのですか？

会 長 この審議会を招集するのは会長であります。

委 員 招集するのは会長。それで市長の諮問するのは、会長が判断する？

委 員 通常は必ずしも諮問だけではないから。

会 長 諮問・答申は市長の権限です。しかし行政から「こういう関係の問題が起こって議論してくれないか」ということで相談を受けた時に、内容によっては行政の段階で処理しなさいと申し上げています。行政段階の事務処理でわざわざ審議会を開かなくてもいい、と判断する権利を会長は持っていると考えています。

委 員 そうなんだ。これは問題発言ですよ。びっくり。

事務局 招集権はルールで定めてありますけれども……。事務局のほうから新しい改定案プロセスの説明をさせてください、会長。

会 長 委員のご意見に対する回答としては、審議会の会長は審議会に提案する議題を整理する—その義務を持っており、その段階でこれは審議会に議論する案件、これは行政段階で十分処理できる問題、その整理をする権限を持っていますので、それは越権でもなんでもありません。

委 員 え？議事の整理権まであるのですか？ どこに書いてありますか？ 招集権だけでしょ？

会 長 明文化されたものはありませんが、招集するという事は審議会にかける—それに値する案件かどうか含まれており、それは会長の判断です。その判断は任せられていると私は考えております。

委 員 では、以前の議題と協議事項と報告事項を分けたのも会長で、それは独断でやるということですか？

会 長 「独断」という言い方と「正当な判断」という言い方と違うので、独断というのは間違っただけを決めることに対しての表現です。そうでなくて正当にやっているかどうかの判断を下すのは一人の委員ではなくて行政段階で下されております。

委 員 何をやっても収まりませんが……

委 員 今の発言は問題ですよ。

委 員 (事務局は)環境基本計画のスケジュール案に基づいて、説明したいわけでしょう？

事務局 はい。次のスケジュールのほうを。

会 長 では、次の説明をお願いします。

委 員 これはまずいよ。

委 員 もう5時になってしまうから。

委 員 またの機会がいいじゃないですか。

委 員 すべての人がここに居られるわけではないから。

委 員 行政の審議会としては大問題ですよ。

会 長 議事進行権は私にありますので、この議論を繰り返してもなかなか決着がつかないので進めます。
新計画の策定スケジュールについて説明していただいて、その中でどういう段階でどういう方々から意見を集約するかということを含めて提案をしておいていただければいいかな、と思います。
お願いします。

事務局 はい。では「新しい環境基本計画の方向性について」ということで資料2をご覧ください。
概要を説明させていただきます。SDGsの理念を取り込み、自然保護も重要としながらも、経済の活性化や生活の質の向上など、生活環境にもウエイトを置いた計画内容となるよう策定していきます。SDGsというのは、下の四角にありますように「持続可能な開発目標」と言われており、2030年ま

での17の目標・ゴールが設定されているものです。先ほどコミュニティバスの件でも出ましたとおり、コミュニティバス、一つにおいても例えば3番の「すべての人に健康と福祉」を、それから二酸化炭素は抑制されるということで7番の「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」それから11番の「住み続けられるまちづくりを」というような目標がそれぞれ繋がっており、一つの課題解決の行動により複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみでなく、環境、経済、社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になるというような考え方になります。また、環境省の環境基本計画にある5つの重点戦略を支える環境政策、これを3月2日に開催したタウンミーティングで、少しわかりやすい表現に変更してワークショップをしていただきましたが、裏面を見て頂きますと、「環境保全活動について、生活環境について、循環型社会について、温暖化対策について、自然環境について」この5つの分野で幅広い方々ー市民、関係団体、学識者、事業者といった方から色々な意見をいただいています。

意見の収集方法としては、「ワークショップの開催」ーワークショップを3ヶ月に1回、年4回開催をしたいと考えております。そしてその集められたアイデアをワークショップの中でブラッシュアップして行って、計画に配備したいと考えています。また「アンケートの実施」ー市民及び事業者を意識調査のアンケートを実施していきたいと考えております。それから「パブリックコメントの実施」ー素案の段階でパブリックコメントを実施していきたいと考えています。進捗は環境審議会ほうで報告し、最終的には諮問をさせていただきます。

策定スケジュールとしては、次に「スケジュール案」というものがございます。今回の総括の件ですけれども、一番上の「審議会開催」の二つ下「総括意見提出」ということで、今日のこの意見を4月の中旬辺りまでにいただいて、5月に再度こちらの審議会を開かせていただいて、総括をまとめさせていただきます。その後、環境審議会のほうは今年1回になってしまいましたが、11月3月にも開催をしていきたいと考えております。それから先ほども少しお話をさせていただきましたが、3月2日にみなさんにワークショップを開いていただきましたが、3ヶ月に1回、年4回ー6月、9月12月、それから3月ですと審議会に間に合わなくなってしまいますので2月ということで、4回の市民の意見交換、ワークショップを開いていきたいと考えております。3月までに環境基本計画の案をまとめて、4月にパブリックコメントをできればと考えております。

続いて3月2日行いましたタウンミーティングの報告だけさせていただきます。またご意見をいただきたいと考えています。3月に2日に2階の205会議室でタウンミーティングを開いて35人の方からアイデアや意見をいただきました。内容は、書いてございますが、先ほど言った5つの環境分野に関して様々な意見やアイデアが出ました。環境保全活動については112件、生活環境については83件、循環型社会については74件、温暖化対策については81件、自然環

境については79件ということで合計429件のご意見をいただきました。1枚めくっていただくと、少し数が多かったので全部は記載できませんでしたので、アイデアが多かったジャンルのものを抜粋しております。しかしながら、今回のタウンミーティングの結果はホームページのほうで詳細を公表していきたいと思しますので、どういった意見があったかということはまた確認いただければと思います。私のほうからは説明を終わらせていただきます。

会 長

ありがとうございました。

こういうスケジュール案でいくということで、それぞれの段階に必要な意見聴取は行政のほうでやられて、まとめて審議会に提案していただくということになるかと思えます。今後のスケジュールでいきますと、最終的には来年度の5月に諮問がなされると。そういう中で一かと思えますが、計画どおりにやっていただくようお願いします。他に何かご意見が……

事務局

補足よろしいでしょうか。

会 長

はい。

事務局

表現的なところだけですが、市民の皆様の意見をいただくワークショップという表現をしましたが、意見をいただく形態というのは、今後検討させていただいて、ワークショップの形態だとか色々検討していきたいと思えます。形式としては拘らず、進めていきたいと思えますのでよろしく願いたします。

会 長

審議会の日程調整はできるだけ早目にさせていただかないと、なかなか多数の委員の出席にならないかと思えますし、今日も指摘されましたが、かならず議案書（←資料？）を事前に検討する時間を一普通は1週間前に必ず郵送をして、当日持参するという形式をふんでいただきたいと思えます。よろしく願いたします。

他に、何かご意見は。

委 員

総括確定を5月に一次の審議会にやると。先ほどの議論からいくとそういう意味がありますね？

事務局

今は、今日の議論を踏まえる前に一つのモデルとしてスケジュールを落とさせていただいて、説明して一もちろん、今日の皆様にご出席でこの議論を踏まえれば、このスケジュール通りに行くとは多分思っていらっしゃらないと思えますので、従いまして、先ほどの部会の話ですとか、環境審議会もやはりもう少し会議の数が増える可能性もござえますし、少し空白で5月から11月まで半年間無いという状況は多分、今日の議論を踏まえると、もう少し間

隔を置いた中で議論しないと最終的に新しい計画ができないと思いますので、あくまでもこのスケジュールについては、ご破算ではございませんが、再構成があるということで、ご理解いただきたいと思います。

委員 はい。了解しました。

委員 大丈夫ですか？ 会長のさっきの説明だと・・・

会長 「総括意見提出」と「総括確定」、これは点でなくて線にさせていただきたい。その間にどういう手順を踏むかということはまた考えていただければいいので、間に審議会を開く或いは個別の意見聴取にするかということが入ってこようかと思いますが、それを踏まえて、「進捗報告・検証」、これは中身がよくわからないので……

委員 会長、すみません。今の事務局の発言の通りでよろしいのかどうか委員の皆さんに諮っていただければよろしいかと。

会長 ……ということで、いかがでしょうか、このスケジュールで……

委員 このスケジュールではなくて、先ほどの事務局の発言で訂正されているので、そちらでいきたいと思います。

委員 すみません。委員としての発言ですけれども、進捗状況とか改訂案とか、諮問・答申—こちら辺の改設期がずれるのは、僕はなんとも思っていません。それはなぜかと言いますと、先ほどお話の中にあつたこれを初めて見られる方が大半でしょうか？ 私もこれを例えば4月19日までに、これを全部見て、やるという自信はないです。自分に自信がないのに他の方が本当にこれを見てやれるかな、と思った時に僕は少しこの4月19日というのは難しいと思います。大半の方がみなさん首をかしげて「ああ？」と言ってみえるのだから、これはもう少し後ろに持っていけないと、本当の意味の意見というのは出ないのでは？ いい加減に「つばつけてパッとやっつけていけばいいか」というようなことで、それでも良ければ構いませんけれども、本当に今、色々な討議をされて皆さん言いたくないことまで言ってやっているわけだから、どうせなら内容のいいものを作っていきたいと思います。その場合には、やはり「総括意見提出」というのはもう少し後ろにしまって……。審議会は5月にあってもいいです。今、言われた問題を行政さんがどういうふうの方針を決めたのか。ベクトル合わせしたかということがわかればいいですから。これは5月でも構いません。

それからもう1点。審議会の回数はもっと増やさなければいけないです。というのは、会長の意見とは私変わるかも知れませんが、やはり審議会の委

員が色々な提案をボンボン、ボンボンすることによって、審議できるわけですから、それから考えるともうすこし回数を増やして、とろい事や腹の探り合いではなくて、全部話をするということで前向きに進めていかないと、せっかくここは愛知県で3つの都市のうちの1つの市に選ばれてやったような内容ですから、もう少しこの基本計画を大切にしなければいけないと思います。そのためには前向きにもう少し内容を充実させて新しい基本計画が世の中に出るようなふうに私はしたいと思います。だから4月19日という点だけは反対です。

会 長

はい。今のご意見を踏まえて、再度スケジュールを練り直していただければと思いますが、他の委員の方々はよろしいですか。よろしいですか、と言っても確定されたものではありませんが。

もう少し「どこの時期までに何をやるか」ということをわかりやすい表現にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。この案件の審議になります。よろしく願いいたします。次回の審議会をできるだけ早急に開かないとこのスケジュールは確定できないということになりますので、早急に取り組んでいただければと思います。

他はよろしいですか。

それでは次の「犬山市地球温暖化対策実行計画について」。これについて説明をお願いします。

事務局

「犬山市地球温暖化対策実行計画について」事務局よりご説明をさせていただきます。お時間の関係もありますので、手身近にご説明させていただきますと思います。よろしく願いいたします。

お手元の資料の3をご覧ください。1枚目に「犬山市地球温暖化対策実行計画について」と書いてあります。1番で「環境審議会の役割」ということで記載をさせていただきました。こちらは犬山市の地球温暖化対策実行計画と言いまして、市の事務に関する二酸化炭素等の排出など地球温暖化対策での計画ということで、平成21年度に第1次計画が策定され、現在は平成26年度から30年度一本年度までの第2次計画の期間中となっております。こちらを毎年報告をさせていただきますして、審議会のほうでも進捗の確認をさせていただいて、目標達成のための方法などの提案をいただいているというものとなっております。

進捗に関しましてのご報告です。下の2番をご覧ください。2次計画の進捗ということで、昨年度ー平成29年度までの実績ということでまとめさせていただきました。表の下の段「第2次」計画をご覧くださいまして、計画のほうは2018年度ー今年度末には8,904トンのCO₂の排出が目標値となっております。昨年度末で8,923.8トンということで基準年が2010年度となっております。9,392.5トン。こちらから比較しますと5パーセントの削減ということとなっております。今年度の集計が終わってないので、こちらのほうも集計

が終わり次第、「第2次計画のまとめ」ということで改めてご報告をさせていただきますと考えております。

続きまして2枚目をご覧ください。先ほどご案内いたしました第2次計画は平成30年度までの計画ということになっておりまして、今度の4月ー来年度から新たな計画を始めたいと思っております。「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画」ということで案を作成しております。こちらの2枚目は「概要」になっておりまして、一番わかりやすいところがCO2の削減目標になっております。こちらは国のほうでの実行計画の目標にも合わせる形になっておりますけれども、2013年度比で2030年度現在で40パーセントのCO2の削減を目指すというものになっております。具体的な数値としましては、4,426トンのCO2を目標に来年度から、市の事務事業に関しまして取り組みを進めていくというものになっております。また、第2次計画では、職員の取り組みー運用面での取り組みによって「CO2を削減しよう」というものでしたが、次の第3次計画に関しましては国のカーボンマネジメント事業などを活用しまして、施設の空調やLEDなどの設備面でも更新を含めてCO2の削減に取り組んでいくというものになっております。また40パーセントの削減ということで非常に一半分近い削減ということになりますので、先ほど少しお話がありましたPDCA一点検・チェックなどを確実に毎年行っていくということもこの計画には盛り込んでおります。では具体的に「どういうことをやっていくのか」ということですが、一つ来年度から国のシステムの導入が今、決まっております。全国の自治体でまず30の団体が先行で導入することが決まっております。その30の内の1つに犬山市が認められたということで、来年度からシステムを導入します。このシステムは具体的に何ができるのかと言いますと、公共施設でのエネルギーの使用量などをシステムに入力することによって、CO2の削減量を確実に簡単に表示し、データ集計ができるものになっておりまして、各施設の使用量などの比較ができますので、職員の意識付けという部分で運用面の削減を目指していくというような取り組みを始めていきます。また計画の見直しということで、取り組み状況や進捗状況により、チェックをいたしまして目標値の修正や取り組み内容の修正といったものも適宜行っていくという予定をしております。

3枚目以降が計画の中身ー細かい内容となっております。こちらは市の事務事業に関して、各課の目標値や取り組みの具体的な内容などが明記されております。時間の関係もありますので、説明のほうは割愛をさせていただきますと思います。こちらに関しまして説明は以上になります。

会 長 委員、温暖化対策のほうでご意見をお願いします。

委 員 実際は、今の「温暖化部会」というのを1度立ち上げました。それは温暖化の関係が非常に出た時に立ち上げました。その時に私がやったのは、どこまで行ってもこれは人間がやることだから、機械や設備それによって値が出て

きます。それをどうこうするのは人間がやることですから、何か一つのものを作らなければいけないということで、行政のほうとお話をして、「エコ推進員」というものを作りました。その時に話したのは「5年目ぐらいの入庁ぐらいの人にしてくれ」と。「頭の柔らかいぐらいの人がいいよ」と。それで「(頭の)固い人はダメだ」ということで、「推進員の面接をしますわ」と「おたくの課は何をしますか？」ということで面接までやりました。その時(面接に)出てきたのは、課長補佐とか主査とかそういう人ばかりだったものですから、これは最初からダメだと思いました。事実だめでした。結局やることは、「パソコンを使わない時はスイッチを切りましょう」、「電気を切りましょう」…とかなんとかいう話で。中に一つだけ皆さんもお気づきかも知れませんが、階を上がる時に「階段を使ったら幾ら幾らカロリーを使いますよ」ということが書いてあると思いますが、ああいうものが出てきました。僕は「ばかな！と思われてもいいから、こういうものを出しなさい」ということを行政のほうにもお願いしました。ですが、その後全然何もありません。ただ、私が言いたいのはエコ推進員の報告というのは上がって、こういう値になっているわけではないですね？今は全然報告とかそういうことはないですよ？

事務局

毎月各課のほうからエネルギーの使用量—電気、ガス、ガソリン、灯油などを使用量として報告をしてもらったものを年間でCO₂の削減量としてまとめております。

委員

いやいや。そうじゃなくて。こちらも責めているわけではなくて、例えばこれは年々少なくしていかなければいけないので、省エネ化をするためには、「こういう対策をとりました」、「こういう方法をとりました」、「だからこれだけ下がりましたよ」と。ただ単純に「機械を変えました」ことでしたら機械を変えたことによって下がりますよという話とは別で、人間がこういう所で会議をしたりしているのだから、その時に「こういう方法をとったらこのくらい下がると思いますが」というようなことをやったかどうかということです。それを事務局のほうに報告をして、そういうものをまとめられたかどうか。そうでないと—小さなことからやらないと削減というのは「絵に描いた餅」になってしまいます。「庁舎が古いから新しい庁舎にしましょう」と。「その時には暑い時はこういうクーラーを使ってやります」と。「10年前のクーラーと比べたら40パーセントも削減になりましたよ」と。「だからこれに反映しました」では、何もならない。そういうことではなくて、本当に行政の仲間がどういうふうにするか。先ほどのSDGsの中にも出て来ていますが、名古屋や豊田のSDGsのやり方は半端ではありません。「そんな所までついていけない」という内容のところまでやっています。そういうようなことをその前の段階で職員の人たちがやれるかどうか。それをやってもらわないと下がらないということです。機械や設備を替えるということではなくて、「人間がやればここまで下がるんだよ」というような内容をやらないとだめだと思えます。

委員の中には「いや、違うよ」という意見をもってみえる方もいるかも知れませんが、どこまで行ってもベースは人間だから。せっかくエコ推進員というシステムを作ったので、もう一度カムバックさせるなり、そういうことをやらないと全体として……。例えば一般の市民の方が「どうやってみえるの?」と言ったら、「うちはエコ推進員というものを作ってこういうふう管理しています」ということが言えないです。言えることによって「行政はしっかりやってくれな」という話になりますから、その辺りは少し欠けているのではないかな、と。これは責めているわけでもなんでもなくて、皆さんは忙しいからあれですが、やはりせっかくシステムーしくみを作ったので、そういうふうにはやらないと続いていかないのではないかな、と。

委員 これはよくカーボンマネジメントの事業でフロイデと図書館の空調やLEDを導入するということに必要だから作っているというものですか？ 目的は。だとすると今のご意見とのずれというものがいかんとは思いますが、理解はできるというか……。そういう目的で作られたということなのでしょう。確か補助金の条件に入っていると思います。

事務局 こちらの計画はカーボンマネジメントがあるからこの計画を作るというものではなくて、元々平成21年度から第1次計画というものがありまして、5年おきに見直しをかけまして、ちょうど30年度一本年度で第2次が切れると。それで昨年度カーボンマネジメントの強化事業という国の補助金の制度がございまして、国のほうの補助金で市の主な大きい施設の省エネ診断を行いまして、実際「こういう機器を更新したらこのぐらい削減されるよ」という数値を第3次計画にも盛り込んで調査しております。ですからカーボンマネジメントがあつてこの計画があるというよりは、この計画は独自のもので、その計画を達成させるためにカーボンマネジメントを活用したというような形になります。

委員 わかったかわからんような話ですね。

委員 整合性、矛盾はしていないわけですね。カーボンマネジメントで国に色々資料を出していると思いますけれども、すごく立派な資料は見させていただきましたがネットに載っていたので。それと整合性を付けるためにこの計画はあると。それで今、ご意見があつたようなエコ推進員の活動などは漏れているというような感じですか。

事務局 エコ推進員の活動というのは市のほうの業務でありまして、PDCAサイクルー計画を達成するために何をやっていかないといけないのか、というものを各職員、各課のエコ推進員という制度でチェックをしていく。エネルギーの使用量や運用、取り組みのチェックをエコ推進員が中心となってやって

いくという形になりますので。

会 長

温暖化対策については毎回報告を入れていきますので、皆さんに周知徹底して具体的なことを示してください。前に色々な行動案などの話があって、部会で議論していただいて出していただいていた。その流れがあれば今、委員が言われたような「こういうことに漏れがあるのではないか」ということが防げたと思います。ということで、再度、議論の進め方も含めて、この話題についても再考していただければと思います。

よろしいでしょうか。

温暖化対策は、若者世代は世界的な規模で活動を始めています。自分達の世代にツケを回すなというのが本音なので。我々の世代の最も重要な課題だと考えて行動していただければ。自分自身も含めてそれを考えるようによろしくお願いします。

続きまして、「平成30年に実施した環境施策の取組みについて」。報告をお願いいたします。

事務局

引き続きご報告をさせていただきます。こちらは資料がございませんので、口頭でのご報告をさせていただきます。平成30年度に実施しました主な環境施策の取組みということでご報告をさせていただきます。先ほども出ましたカーボンマネジメント強化事業を平成29年度に1号事業というものを国の補助金を活用しまして、先ほどお話ししました省エネ診断を行いました。また今年度ー平成30年度から3年事業という形で施設の設備更新の補助金申請を国に対して行いまして、採択をいただきまして、今年度に関しましては観光センターフロイデの設備更新の設計業務を行いました。また来年度に関しましてはフロイデの設備更新ー照明と空調またベムスというマネジメントシステムの設置工事、それから市立図書館のこちらも同じく設計業務を行う予定になっております。

続きまして、省エネ講座の開催。8月に事業者向け、家庭向けということで2回実施させていただきました。事業者向けの省エネ講座のほうは、9社、14名にご参加いただきました。家庭の省エネ講座は27名のご参加をいただきまして、省エネルギーセンターの講師の方に無料診断の案内や具体的な事例紹介などを事業者の皆さん、市民の皆さんにご案内させていただきました。

続きまして、「環境基本計画の策定に向けて」ということで「タウンミーティング2019」を3月2日に行いました。こちらは先ほどご報告させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、住宅用の温暖化対策の設備導入補助金の申請件数のご報告をさせていただきます。太陽光パネル、住宅用太陽光発電設備に関しましては74件。定置用リチウムイオン蓄電システムが31件、家庭用エネルギー管理システムに関しましては28件の方から申請がございまして、ただ今、実績報告を年度内に完了するよう進めております。主なものとしてご説明は以上とさ

せていただきます。

会 長 はい。何かご質問がありましたら。よろしいですか。
できたら資料を一覧表でもいいので、作成していただければ。聞いていて「何があったのだろうか」とわかると思いますので。

委 員 会長、1点だけ。今のリストと金額も併せて……。結構見ると皆さんびっくりするような金額ですから。億を超える金額が環境施策ということでそこに使われていると。本当にそれが環境のためになっているのかということとを審議するのがこの場かな、という気がします。その額をかける価値があるのかということとを審議できるといいな、と思います。

会 長 そうですね。以前、確か金額が書かれた一覧表を出していただいていたので、そういうものがないというのは説明としては不十分だということで、今後はきちんと対応していただければと思います。ありがとうございました。
ほかに何かご指摘事項は。

委 員 すみません。行政の方に聞きたいのですが、多分やってみるとは思いますが、犬山市は太陽光発電の条例などはありますか？ 犬山市は今、「環境のまち」とか「みどりのまち」とかそういうことを謳っております。そうすると、そういうものが今後、引っかかってくると思います。そういう太陽光発電の設置をする時に、色々条例などを先に作っておかないと問題になりませんか？ 問題がないということであれば、別に……

事務局 規制する必要があるということですか？ 促進でなくて規制ですか？

委 員 規制です。促進ではない。「こういう所に作りなさい」とか「こういう所には作ってはダメですよ」という、そういう市の条例。「環境のまち」や「みどりのまち」ということを謳ってなければいいですが、そういうものを市のあれとしてポーンと前面に謳っている以上、そういうものはこれから必要になってくるかも知れません。「そんなものは必要じゃない」と言われればそれまでですが。

事務局 「太陽光発電の再生エネルギーの活用」ということで当然、我々は促進している事業の一つになりますので、一概に「規制をする」というわけにはいきませんが、崖下や山、それから自然公園法等でそういった構築物については一定の規制がかかっているものですから、それ以上に太陽光発電に対して規制が必要かどうかというのは、今後少し検討していきたいと思います。

委 員 少し僕の言っていることと違います。近くの所の具体的な例でいくと、海

上の森で引っかかりました。ああいうようなことが今後出てくるのではないか、ということです。

事務局 海上の森で引っかかったのは自然公園法だとかそういう……。

委員 そうです。

事務局 そちらはそちらで法律一特に自然公園法で太陽光発電はかなり厳しく制限されていまして、環境アセスに近いことまで求められております。そういったことで一定の規制はかかっておるのかな、と思います。それに加えて何か犬山市として特に必要ということがあればですけども、それはまた少し検討をしていきたいと思います。

委員 瀬戸はそういう関係で条例を作りましたね。(犬山)市のほうもそういうものが必要ではないかな、と思いましたが、必要でないということであれば、それはそれで結構です。

会長 ただ今、委員が発言されているのは自然公園法とかがありますが、地方自治体で国の法律を超えて条例を策定してもいいということですので、「独自に持ちなさい」ということです。後追いをする必要はなにもない。そういうことを提案されているので、せっかくの提案ですから検討していただければいいかと思います。

他に何か一関連してでもいいですし、しなくてもいいですが、何か他にご意見は。

はい。

会長 それでは「その他」が終わってからまた再度ご意見があればうかがっていきます。

「その他」で2つの案件があります。これについてお願いします。

事務局 はい。それでは「その他」の事項に関してご報告をさせていただきます。2点、こちらも手身近にさせていただきます。

「富岡地区産業廃棄物中間処理施設との協定締結について」ということで、平成31年2月28日に市と富岡地区の処理施設で環境保全協定を締結いたしました。こちらの内容としましては、各地区で事業者と協定を結ばれておりますけれども、基本的にはこちらの協定を遵守する。それから公害防止等に努めるという形の協定となっておりますので、ご報告だけさせていただきます。

それから2点目、「今井開拓パイロット地内における太陽光発電事業の進捗」ということで、現在、事業者のほうで自然公園法の手続きの準備を実施しているということです。「生物の保全等に係る四季を通じた自然調査」が必要

となるため追加調査を実施しておりまして、県と協議を進めている状況であることをご報告させていただきます。以上です。

委 員 調査をしている段階？ 県と協議をしている段階？

事務局 調査をしている段階です。

委 員 環境に関する調査？

事務局 自然環境に関する四季の調査が必要ということで、そちらを実施していると聞いております。

会 長 はい。よろしいですか。県の自然環境課の管轄でやっているということですね。

委 員 1点目の富岡の産廃施設で2つ目を作るという動きはありますか？

事務局 聞いておりません。

委 員 同じ事業者さんから。

事務局 聞いておりません。

会 長 この富岡のほうは私の住んでいる町内ということで問題が起これば町内会の総会で議論されています。環境委員会という一大げさなものではありませんが、そういう人たちもいます。私は直近に住んでいますので、今のところ何か問題が起きているとは認識しておりませんが、何かあれば事業停止をするということも確認しておりますので。また色々出てきた情報に対応していただければと思っております。

以上で審議会の議題は全部終わりました。大幅に時間が過ぎております。一つだけお願いしておきたいのは、これまでも他の部局に関わる問題が多々発生しておりますので、当審議会では環境課だけでなく、関連する課からも事務局のほうで出席をさせて欲しいということまで言ってきたはずですが。今度の環境基本計画の評価・総括をやっていく次の新しい計画に向けての議論を進める時には環境課だけの管轄事項だけではないので、その点も考慮していただいて、他の部局の一担当課員の出席も考慮していただければと思います。これまでもそうしてきたと思いますので、よろしくお願いいたします。そうしないと間接的な答えしか得られないのでは進まない場合もありますので。別に明文化したどうのではありませんけれども、審議会の中でそういうことが約束事として実行されてきておりますので、一つ考慮していただければと思

います。よろしくお願いいたします。

以上、長々と時間をとって申し訳ございませんでした。色々な段階できちんとした総括等がなされてこなかったということは謙虚に反省しながら、私自身、当審議会をしばらくまだ任期が残っておりますので、どう運用していればいいのかと再度考え直していきたいと思っております。皆様方におかれましても行政のほうから色々な問いかけがあろうかと思えますけれども、お答えいただいて言うべきことはしっかり伝えていただければいいかと思えます。この場で全てを盛り込んで総括することはなかなかできないかも知れませんが、衆知を集めれば必ず良い答えが出せると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は若干、議論の不手際がございまして、お時間をたくさん取らせましたことをお詫び申し上げます。

以上で、本日の会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会

年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

(署名)
